

5. 学群等履修細則

(1) 人文・文化学群履修細則

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 平成 19 年 4 月 1 日 人文・文化学群部局細則第 3 号 </div>
改正	平成 20 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正	平成 22 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正	平成 23 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正	平成 24 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正	平成 25 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正	平成 26 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正	平成 27 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正	平成 28 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正	平成 28 年人文・文化学群部局細則第 2 号
改正	平成 28 年人文・文化学群部局細則第 3 号
改正	平成 29 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正	平成 30 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正	平成 31 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正	令和 2 年人文・文化学群部局細則第 1 号
改正	令和 3 年人文・文化学群部局細則第 1 号

人文・文化学群履修細則

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 1 条の 2 第 1 項、第 25 条、第 25 条の 2、第 28 条、第 31 条、第 33 条、第 35 条第 3 項、第 39 条及び第 40 条の規定に基づき、人文・文化学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第 1 条の 2 学群においては、学群学則第 1 条の 2 第 1 項に基づき、4 年間の多様で質の高い教育を通して、優れたコミュニケーション能力と人に対する豊かな洞察力をもち、国際的にも活躍できる人材を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
人文学類	「人間とは何か」という問いを根底におき、人間存在とその諸活動の所産としての文化全般について主体的に考察しうるとともに、グローバル化が進展する世界における諸問題に積極的に関与し発言しうる、真に教養のある人材を養成することを目的とする。
比較文化学類	人類が築いてきた様々な文化を、「学際性」と「現代性」という問題意識のもとに比較・検討し、それを通じてひとつの学問分野に閉ざされることのない、開かれた知と批判的思考力を持った人材を育成する。また、国際的なコミュニケーション能力によって、グローバル化する社会に求められる問題解決能力と交渉力を備えた人材を養成することを目的とする。
日本語・日本文学文化学類	日本語を含む日本文化を総合的に捉えるとともに、世界の言語・文化の中で相対的に捉える力を養い、これによって、異言語・異文化を背景とする人たちが、あるいは次世代の人たちに、日本語と日本文化を適切に発信し伝えていくための専門知識と能力を身につけた文化の創造者たる人材を育成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
人 文 学 類	哲学、史学、考古学・民俗学、言語学
比 較 文 化 学 類	比較文化
日 本 語 ・ 日 本 文 化 学 類	日本語・日本文化学

2 前項に定めるもののほか、Japan-Expert (学士) プログラム特別入試で入学した者に係る主専攻分野として、日本語・日本文化学類に日本語教師養成主専攻を置くものとする。

(履修方法等)

第3条 主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

2 人文学類にあつては、主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(主専攻分野以外の学際的な分野に係る履修方法等)

第5条 主専攻分野以外の分野で、学際的な分野を選択しようとする学生の取扱いについては、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て、学群長がその都度定める。

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP及びFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「学問への誘い」並びに「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」とする。

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、別表第4のとおりとする。

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期、履修科目の登録の上限45単位に含めない科目、その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は学類教育会議の議を経て、学類長が定め学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 12 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平22. 2. 19 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 2. 23 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 2. 22 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 1. 31 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 2. 27 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 1. 22 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 1. 21 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 3 人文・文化学群部局細則第2号）

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 6. 23 人文・文化学群部局細則第3号）

この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平29. 2. 17 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30. 2. 7 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3. 5 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令2. 1. 23 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3. 2. 8 人文・文化学群部局細則第1号）

この部局細則は、令和3年4月1日から施行する。

(人文学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計			合計										
	専門科目			専門基礎科目			共通科目				関連科目													
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目		単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数					
史	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	10	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目(必修科目として指定する科目を除く)	11	—	—	総合科目(7レベル・ゼミ、学年への移行)	2	総合科目(学士基礎科目)	1~3	—	—	—	—	AA2、AC、AE、B、Yで始まる授業科目(専門基礎科目で指定する授業科目を除く)	4~32	—	—	28	96	—	124		
	卒業論文(〇〇) 〇〇研究 —a 〇〇研究 —b	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目(必修科目として指定する科目を除く) AB71 AB72 AB73 AB74 AB75 AB61 AB91 AC60 AC61 AC62 EE21	0~6	—	—	体育 第1外国語 第2外国語 情報 国語 I・II	2 4 4 4 2	体育(自由) 外国語 芸術	0~14	—	—	—	—	C、E、F、G、H、Wで始まる授業科目(専門科目で指定する授業科目を除く)	2~30	—	—	—	—	—	—	—	
学	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目(AB5、AB70を除く)	10	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目(AB5、AB70を除く)	11~17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8で始まる授業科目 教職に関する科目 博物館に関する科目	0~10 0~10 0~10	—	—	—	—	—	—	—	—
	AB6 AB7 AB8 AB9 AC60 AC61 AC62 EE21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	10	44~78	0	0	11~17	0	18	1~17	0	0	0	0	0	0	6~34	0	0	0	28	96	0	124		

(人文学類)

専攻分野		専門科目						専門基礎科目						基礎科目						関連科目			計			合計				
		単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目		単位数	選択科目	単位数	自由科目
主専攻分野	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目(必修科目として指定する科目を除く)	10	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目(必修科目として指定する科目を除く)	20	—	—	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目 AB5 AB80 AC50	11	—	—	—	総合科目(フレッシャーズ・ゼミナール・学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1~3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卒業論文(〇〇) 〇〇研究 —a 〇〇研究 —b	24~58	—	—	—	—	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目(AB5、AB80を除く) AB6 AB7 AB8 AB9 AC60 AC61 AC62 EE21	0~2	—	—	—	体育 第1外国語 第2外国語 情報 国語 I・II	2 4 4 4 2	体育(自由) 外国語 芸術	0~14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
考古学・民俗学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	10	44~78	0	0	0	0	11~13	18	1~17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人文学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計			合計			
	専門科目				専門基礎科目				共通科目				関連科目						
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	単位数
言語学	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	10	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	18	自由科目	—	単位数	—	必修科目	—	自由科目	—	必修科目	—	選択科目	—	自由科目	—	
	卒業論文(〇〇)	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	11	必修科目	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	11	必修科目	2	総合科目(学士基礎科目)	1~3	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
	〇〇研究	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	0~7	必修科目	—	体育(自由)	0~14	必修科目	2	体育(自由)	0~14	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
	—a	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	必修科目	—	第1外国語	4	必修科目	2	第1外国語	4	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
	〇〇研究	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	必修科目	—	第2外国語	4	必修科目	2	第2外国語	4	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
	—b	—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	必修科目	—	芸術	4	必修科目	2	芸術	4	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
		—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	必修科目	—	情報	4	必修科目	2	情報	4	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
		—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	必修科目	—	言語 I・II	2	必修科目	2	言語 I・II	2	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
		—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	必修科目	—		—	必修科目	—		—	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
		—	次に掲げるものうちから人文学類長が指定する授業科目	—	必修科目	—		—	必修科目	—		—	必修科目	—	選択科目	4~32	自由科目	—	
単位合計	10	44~78	0	0	11~18	0	0	18	1~17	0	0	0	0	6~34	0	28	96	0	124

(注)

- この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の敷値を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- 各科目欄に掲げる記号及び番号は授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
- 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。

(比較文化学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										計			合計					
	専門基礎科目					基礎科目					関連科目								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目		単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数
比較文化	AC7 (卒業論文)	6	AC67(卒業論文基礎演習) (注2)	2	—	—	AC52(第一専門外国語) (注4)	3	AC56(比較文化研究)	—	総合科目(フレンジャー・学問への誘い)	2	—	—	—	—	—	—	—
	AC7 (卒業論文演習) (注1)	3	AC6(但しAC67を除く) および AC61として指定するAB98B11, AB98B21, AB98C72, AB98G82。 AC62として指定するAB85A11, AB85A21, AB84E12, AB84E52, EE21301, EE21321, EE21411, EE21401。 AC65として指定するAB61, AB62(但しAB62Kを除く), AB63(但しAB63Kを除く), AE13G41 (注3)	42~74	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	9	44~76	0	3	0	11~43	0	18	1~19	0	0	0	0	6~38	0	30	94	0	124

(注)

- ・ 同一の科目番号ないし科目名を持つ科目を複数履修することはできない。
 - ・ 自分の所属とは異なる学群・学類・クラス、班などを対象としている科目は原則として履修できない。
 - ・ 科目の「AC XX」は、科目番号がAC XXで始まる科目を意味している。
 - ・ 単位数の「x~y」は、卒業するためにはx単位以上修得しなければならないが、y単位より多く修得しても、その多い部分は卒業単位としては認められない、ということの意味している。
- 注1 卒業論文を秋学期に提出する場合はAC70012とAC70038の両方を、春学期に提出する場合はAC70002とAC70028の両方を履修すること。
- 注2 AC67から春AB・秋ABそれぞれ1単位を履修すること。2単位を超えて履修しても卒業要件としては認めない。
- 注3 演習または実習として開設された科目を8単位以上含むこと。また、所属する領域の科目から10単位以上を修得するものとする。なお、比較文化学類長が各領域の専門科目として指定した科目(他の学群及び学類の科目を含む)については42~74単位中の14単位まで、また、当該領域の専門科目としては10単位以上のうち4単位まで履修することができる。
- 注4 自分の所属する班を対象としている科目を履修すること。
- 注5 初修外国語と同一の言語か、またはラテン語・ギリシャ語・インド古典語から選択して修得すること。留学生及び外国において中等教育を受けた学生については、学類長が認定した科目を履修することができる。
- 注6 英語が母語の学生については、「第1外国語(英語)」を「日本語」にすることができ、
- 注7 初修外国語の中から一つを選択すること。留学生及び外国において中等教育を受けた学生については「第1外国語(英語)」を「日本語」にしない学生に限り、「初修外国語」を「日本語」にすることができ、
- 注8 初修外国語として選択しなかった初修外国語、および選択・自由科目として開設されている外国語(英語を含む)。留学生及び外国において中等教育を受けた学生については、日本語も含む。
- 注9 比較文化学類開設比較文化学類長が指定した専門基礎科目・専門科目を含む(AB・AE・AC・CE・F・G・H・W・Y)で始まる授業科目を除く科目、外国語、情報、国語・II、体育、芸術、AA2・AB・AE・AC・CE・F・G・H・W・Yで始まる授業科目を除く科目。

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																										
主専攻分野	専門科目					専門基礎科目					共通科目			基礎科目				関連科目			合計					
	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数			
日本語・日本文化学	卒業論文	6	AE13, AE14 (AE14を1単位以上を含むこと)			35~55																				
			1	AE56			4																			
				AE53			3																			
				AE54			3																			
				AE5			6~20																			
				AB60																						
				AB70																						
				AB80																						
				AB90																						
				AC50																						
			AC56																							
			BB10																							
			AB61~69			0~20																				
			AB71~79																							
			AB81~89																							
			AB91~99																							
			AC60~AC66																							
			BB111~BB119																							
			BB16, BB19																							
	単位合計	6				48~75	0	1	16~30	0	19	1~11	0	0	0	0	0	0	0	0	26	98	0	124		

(注)

- この表に掲げる単位は、卒業に必要な最少の数を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
- 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「国語」、及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
- AB, AC, BB1で始まる授業科目については、当該開設学類における履修制限等の指示に従うものとする。

(日本語・日本文化学類) Japan-Expert (学士) プログラム日本語教師養成コース

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数															計							
	専門科目					専門基礎科目					共通科目					基礎科目							
	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	
日本語教師養成	卒業論文	6 AE13, AE14	32~52																				
		AE18	3			日本語・日本文化研究法 Japan-Expert総論	1	AE56	4			総合科目(Japan-Expertフレグマン・ビブ、フレグシエン・ゼクナー、学問への誘い)	3	総合科目(学土基礎科目)	1								
		AE10A	1				3	AE54	3			体育	3										
		AE10B	3				1	AE55	1			第1外国語(日本語)	15	総合科目 体育 外国語	0~10								
		AE10C	3				5~19	AE5				第2外国語(英語)	4	総合科目 外国語 芸術※注6									
		AE10D	3					AB50				情報	4										
		AE10E	3					AB70															
			0~20					AB80															
								AC50															
								AC56															
								BB110															
		単位合計	6	48~75	0	2	16~30	0	29	1~11	0	0	0	0	6~34	0	37	98	0	135			

- (注)
- この表に掲げる単位は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 - 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 - 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 - 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「国語」、及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているもののうちから履修する。
 - AB, AC, BB1で始まる授業科目については、当該開設学類における履修制限等の指示に従うものとする。
 - 「日本面実習」「書A・B・C」は、共通科目の「芸術」とはならない。
 - 関連科目は、Japan-Expert共通科目として指定した授業科目の中から1単位以上を含むこと。

別表第2 (第3条2項関係)

(人文学類)

学 類	主専攻分野	主専攻分野の選択条件として履修すべき単位数																			
		専 門 科 目					基 礎 科 目														
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数										
人 文 学 類	哲 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	史 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	考古学・民俗学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	言 語 学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数

(注) 1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。
 2. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを示す。

別表第3（第4条第2項関係）

学 類	要 件	単 位 数
人文学類	前年度において、卒業要件として修得すべき単位を36単位以上修得し、その80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	54単位
比較文化学類	(1)前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位以上修得し、前年度の総修得単位の80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	54単位
	(2)学類長が特別な事情があると認めた者。	
日本語・日本文化学類	(1)前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位（秋学期入学者の1年次にあつては20単位）以上修得し、その80%以上が「A+」「A」の評価で修得していること。	学類長が個別に上限を決定する
	(2)学類長が特別な事情があると認めた者。	

別表第4（第7条関係）

学 類	対 象 者	基 準
人文学類	<p>(1) 2年次を終了する時点において、当該主専攻が指定する専門基礎科目 12 単位を修得し、かつ当該主専攻が指定する専門科目をほぼ修得している者。</p> <p>(2) 2年次の終了時までには修得した単位のうち、卒業の要件となる単位を、90%以上が「A+」「A」の評価で修得している者。</p>	<p>(1) 本学に3年以上在学し、卒業の要件として定められている所定の単位を、90%以上が「A+」「A」の評価で修得したと認められること。</p> <p>(2) 修得した専門科目及び専門基礎科目の合計単位を90%以上が「A+」「A」の評価の優秀な成績で修得したと認められること。</p> <p>(3) 卒業論文の内容が特に優秀であると認められること。</p>
比較文化学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、80%以上を「A+」「A」の評価で修得している者。</p> <p>(2) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）試験合格者にあつては、2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ学類長が特別に認めたもの。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業論文が優秀であること。</p>
日本語・日本文化学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、90%以上を「A+」「A」の評価で修得している者。</p> <p>(2) 秋学期入学者にあつては、3年次秋学期終了時までには各年次に指定された必修科目をすべて含む卒業要件科目を100単位（ただし、日本語教師養成主専攻の学生にあつては110単位）以上修得し、かつ、その修得すべき単位のうち、70%以上が「A+」「A」の評価であること及び3年次春学期から卒業論文演習（または卒業研究演習）を履修し、4年次秋学期終了時までには卒業要件を満たすことが見込める者。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業論文（または卒業研究）が極めて優秀であること。</p> <p>(3) 授業に対する日常的な取り組みが極めて優秀であること。</p>

(2) 社会・国際学群履修細則

〔平成19年4月1日〕
社会・国際学群部局細則第3号

- 改正 平成20年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成21年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成22年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成23年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成24年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成24年社会・国際学群部局細則第4号
- 改正 平成25年社会・国際学群部局細則第2号
- 改正 平成25年社会・国際学群部局細則第3号
- 改正 平成26年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成27年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成27年社会・国際学群部局細則第2号
- 改正 平成28年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成28年社会・国際学群部局細則第2号
- 改正 平成29年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成30年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 平成31年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 令和2年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 令和3年社会・国際学群部局細則第1号
- 改正 令和3年社会・国際学群部局細則第2号

社会・国際学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、社会・国際学群（以下「学群」という。）における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において、「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項に基づき、学群の人材養成目的は、現代社会や世界で生起する諸問題を的確に把握する理解力と独創的な分析能力を備え、社会の要請に対応できる人材を養成する。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
社会学類	社会学・法学・政治学・経済学の専門知識を集中的に深める教育を提供するだけでなく、各分野の基礎知識を総合的に修得するための横断的な教育も併せて実施することで、社会科学全般のジェネラルな視点に裏打ちされた高い専門性を発揮しうるグローバル（グローバル＋ローカル）志向の人材を養成する。
国際総合学類	グローバリゼーションとともに複雑化する国際的な諸問題に対して、問題の本質を発見する洞察力と情報分析能力を身に付け、先見性と独自性に富む解決策を他者に伝えるコミュニケーション能力を備えた、文理融合型の実践的な人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
社 会 学 類	社会学、法学、政治学、経済学
国際総合学類	国際関係学、国際開発学

2 前項に定めるもののほか、学群に各学類共通の国際社会科学主専攻を置く。

(履修方法等)

第3条 学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、学群に置かれる国際社会科学主専攻(以下「国際社会科学主専攻」という。)にあつては、別表1-1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 社会学類にあつては、学生が第2条第1項の主専攻分野を選択するにあつて、あらかじめ、履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

ただし、入学した年次において、主専攻分野が決定している者にあつては、この限りではない。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、別表第3のとおりとする。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、別表3-1のとおりとする。

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP及びFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」及び「学問への誘い」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目(以下この項において「学期GPA及び累積GPA除外科目」という。)は指定しない。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、基礎科目の関連科目を学期GPA及び累積GPA除外科目として指定する。

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、別表第4のとおりとする。ただし、国際社会科学主専攻にあつては、別表4-1のとおりとする。

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平20. 2. 4 社会・国際学群部局細則第3号)

この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平21. 1. 28 社会・国際学群部局細則第3号)

この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平22. 2. 24 社会・国際学群部局細則第3号)

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平 23. 2. 23 社会・国際学群部局細則第 3 号）
この部局細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 9. 28 社会・国際学群部局細則第 3 号）
この部局細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 6. 27 社会・国際学群部局細則第 4 号）
この部局細則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 1. 23 社会・国際学群部局細則第 2 号）
この部局細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平 25. 6. 26 社会・国際学群部局細則第 3 号）
1. この部局細則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
 2. 平成 25 年 3 月 31 日以前に学群に入学した者については、この部局細則による改正後の社会・国際学群履修細則別表 4-1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（平 26. 2. 19 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（平 27. 3. 4 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（平 27. 7. 24 社会・国際学群部局細則第 2 号）
1. この部局細則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（平 28. 1. 13 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（平 28. 3. 2 社会・国際学群部局細則第 2 号）
1. この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則による改正後の社会・国際学群履修細則別表第 3 及び第 4 に定める社会学類に関する事項は、平成 25 年度入学者から適用する。

- 附 則（平 29. 2. 17 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（平 30. 2. 16 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（平 31. 3. 5 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（令 2. 1. 8 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（令 3. 1. 4 社会・国際学群部局細則第 1 号）
1. この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

- 附 則（令 3. 1.28 社会・国際学群部局細則第 2 号）
1. この部局細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)
(社会学類)

主専攻分野	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関係科目				計			合計														
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数					
																														卒業論文	卒業論文演習	社会学研究法	卒業論文	卒業論文演習
社会学		6	B B 1	30~56			4	4	6~12				2	総合科目 (フレッツシ マン・セミ ナー、学問へ の誘い)	1~3	2	総合科目 (学士基礎 科目)										0	0	0	0	126			
		4																																
		2																																
単位合計	12			49~74			4	4	8~16				16		1~15					0						12~36					32	94	0	126

(社会学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数													計			合計												
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			共通科目			基礎科目			関連科目				必修科目	選択科目	自由科目	0	106	20	0	126				
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数									自由科目	単位数		
法学	—	—	—	法学概論 民事法概論	4	社会学基礎論 現代社会学 政治学概論 国際政治史 経済学基礎論 現代経済史 社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線	6～12	—	—	—	総合科目(学士基礎科目)	1～3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	—	—	—				40～62	—	—	—	総合科目(7/7) シヤ、モ、ヤ、学 問への誘い)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—				21～42	—	—	—	体育	0～2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—				0～10	—	—	—	第1 外国語	0～6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	0	61～84	0	4	8～16	0	16	1～15	0	0	0	0	0	0	0	12～36	0	0	20	106	0	126						

主専攻分野	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				科目関連				計												
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数			
																											単位数	単位数	単位数
	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数			
経済学	—	—	BB4 (ただしミクロ経済学、マクロ経済学、経済統計論のうちから4単位数以上、さらに経済学演習を8単位数以上含めること)	32～62	経済学基礎論 現代経済史	4	社会学基礎論 現代社会学 法学概論 民法概論 政治学概論 国際政治史 政治学概論 国際政治史	6～12		総合科目 (フレッツ・シユマン・ゼミナー・学問への誘い)	2	2 総合科目 (学士基礎科目)	1～3																
			BB1 BB2 BB3 (専門基礎科目として指定されている科目を除く)	29～50			体育 第1外国語 第2外国語 情報	2～4																					
単位合計	0	61～84		4	8～16	16	1～15	0	12～36	20	106	0	20	106	0	126													

(注)

- この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
- 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
- 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。

別表第1 (第3条関係)
(国際総合学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数											計			合計												
	専門科目				専門基礎科目				共通科目			基礎科目															
	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数		自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数						
国際関係学	卒業論文	6	BC11 BC12 BC16	32~70	国際学 I	1	BC51 (EDS,EDを 除く)	10~28	総合科目 (フロンティア ・セミナー、 学問への誘 い)	2	総合科目 (学士基礎 科目)	1~3	必修科目	0	自由科目	0	必修科目	26	自由科目	0	必修科目	26	自由科目	0	126		
			BE22 (*1)		国際学 II	1	BE21																				
			BC13	6~9	国際学 III	1																					
			BC15	0~4	国際学 IV (*3)	1	EDS,ED (*4)	4	体育	2	体育	0~2															
							BB050 FH611 FG10641 GA12	0~14																			
単位合計	6		38~83	0	4		14~46	0	16		1~15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126		

Supplementary Table No. 1 (Article 3) 別表第1-1(第3条関係)
(Undergraduate Program of International Social Studies) (社会国際学教育プログラム)

Main Fields 主専攻分野	Required Courses and Credits for Graduation																									
	Major Subjects						Foundation Subjects for Major						General Foundation Subjects				Subtotal									
	Required	Number of credits	Core Electives	Number of credits	Free Electives	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core Electives	Number of Credits	Free Electives	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core Electives	Number of Credits	Free Electives	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core Electives	Number of Credits	Free Electives	Total		
International Social Sciences (English Course) 国際社会科学専攻(英課程)	Graduation Thesis 卒業論文	6	BE22	16 - 32																						
	Seminar 国際社会科学専攻(英課程)	BE121	1	Classes offered by the School of Social and International Studies	14 - 40																					
		BE122	1																							
		BE123	1	社会・国際学群で開設される科目																						
		BE124	1	BA, BB, BC, BE																						
		BE125	1	Internship	0 - 4																					
		BE126	1																							
Total Number of Credits		12		30 - 76		0		0	20 - 36		0		0		12		1 - 12		0				6 - 23		0	126

(Notes)

- The number of credits listed in the above table refers to the number of minimum credits required for graduation. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。
- The double-counting of the class is prohibited whether it is within the same subject category or across all subject categories. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とする事又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
- Alphabetic and numeric characters listed in each class subject category are the class codes indicating each group of classes. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
- With regard to the Multidisciplinary Subjects, Physical Education, Foreign Languages, Information Literacy and Art, students shall take the offered classes that are relevant to each subject. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
- The number of credits which should be taken as 1st Foreign Language (Japanese) -could be substituted wholly or partly by taking the Common Foundation Subjects and Specific Foundation Subjects; conditions under which this applies will be defined in another regulation regardless of the regulations of this chart (above). この表に掲げる第1外国語(日本語)としては、修得すべき単位数については、この表の規定にかかわらず別に定めることにより履修を全部又は一部を免除することがある。なお、免除された単位数については、共通科目及び関連科目の履修をもつて充てるものとする。

別表第2 (第4条関係)

学 類	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数																
	専 門 科 目				専 門 基 礎 科 目				基 礎 科 目			関 連 科 目					
	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	共 通 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目
社 会 学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (社会学基礎論及び現代社会論を含む。) の12単位を含む。)																
法 学	30単位 (専門科目 (憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、民法総則、刑法総論) の中から4～6単位及び専門基礎科目 (法学概論、民法概論を含む。) の8単位を含む。)																
政 治 学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (政治学、政治外交史を含む。) の12単位を含む。)																
経 済 学	30単位 (専門科目及び専門基礎科目 (経済学基礎論、現代経済史を含む。) の12単位を含む。)																

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。
 2. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを示す。

別表第3（第5条第2項関係）

学 類	要 件	単 位 数
社会学類	(1) 前年度の年間G P Aが3. 6以上である者で、クラス担任の許可を得た者。 (2) クラス担任が特別な事情があると認めた者。	5 5 単位
国際総合学類	(1) 前年度において、卒業の要件として修得すべき単位数を40単位以上修得していること、かつ、前年度において、卒業の要件として修得した単位の80%以上が「A」以上の評価である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	5 5 単位

別表第3-1（第5条第2項関係）

（社会国際学教育プログラム）

主専攻分野	要 件	単 位 数
国際社会科学主専攻	(1) 前年度修得科目数の50%以上を「A」以上の評価をもって修得した者で、クラス担任の許可を得た者。 (2) クラス担任が特別な事情があると認めた者。	5 5 単位

別表第4（第7条関係）

学 類	対 象 者	基 準
社会学類	<p>(1) 3年次末卒業を希望する者（秋学期入学者を除く）は、2年次までの修得単位数と3年次の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ申請時までの累積GPAが4.0以上である者。</p> <p>(2) 4年次春学期末卒業を希望する者（秋学期入学者を含む）は、3年次までの修得単位数と4年次春学期の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ、申請時までの累積GPAが4.0以上である者。</p> <p>秋学期入学の学生で、4年次秋学期末卒業を希望する者は、3年次までの修得単位数と4年次秋学期の申請予定単位数の合計が卒業要件を満たし、かつ、申請時までの累積GPAが3.8以上である者。</p>	<p>本学に3年以上在学し、卒業判定時での修得単位数が卒業要件を満たして、かつ累積GPAが4.0以上であること。</p> <p>ただし、秋学期入学の学生で、4年次秋学期末卒業を希望する者については、累積GPAが3.8以上であること。</p>
国際総合学類	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては、2年次で「国際学ゼミナールⅠ」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(2) 上記(1)を満たした上で、2年次に修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては3年次で「国際学ゼミナールⅡ」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(3) 3年次に、通常の4年次卒業者と同一スケジュールで、「卒業論文」を提出できる見込みのある者。</p> <p>(4) 秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、「国際学ゼミナールⅠ」又は「独立論文」を2年次春学期から履修し、「国際学ゼミナールⅡ」を3年次春学期から履修し、通常の4年次と同一スケジュールで「卒業論文」を提出する者。</p> <p>(5) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）生として選抜され、4年次春学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、「国際学ゼミナールⅠ」と「独立論文」を3年次までに履修し、優秀な成績で合格し、「卒業論文」を4年次の5月までに提出する見込みがあり、かつ学類長が特別に認めた者。</p>	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価で、また2年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。</p> <p>(2) 3年次末（又はその他）の卒業時点で、修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。</p> <p>(3) 卒業に必要な総単位数及び科目区分ごとの単位数を修得していること。</p> <p>(4) 秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たしていること。</p> <p>(5) 地域研究イノベーション学位プログラム（ASIP）生として選抜され、4年次春学期卒業の場合は、上記規定にかかわらず、4年次春学期終了時点までに優秀な成績で卒業要件を満たしていること。</p>

別表第4-1 (第7条関係)

(社会国際学教育プログラム)

主専攻分野	対 象 者	基 準
国際社会科学主専攻	<p>3年間の在籍で卒業する場合</p> <p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては、2年次に「ゼミナールA, B, C」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位を修得した者。</p> <p>(2) 上記(1)を満たした上で、2年次に修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の成績であること。該当者に対しては3年次に「ゼミナールD, E, F」の受講を認めるので、同ゼミナールに登録し、単位修得が見込まれる者。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)を満たした上で、学群長が定める国際社会科学主専攻の卒業論文提出スケジュールに従って卒業論文を提出できる者。</p>	<p>(1) 1年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価であること。</p> <p>(2) 2年次に修得した総単位数のうち80%以上が「A」以上の評価であること。</p> <p>(3) 3年次末卒業の時点で、修得した総単位のうち80%以上が「A」以上の評価であること。また卒業時までにはすべての卒業要件を満たしていること。</p>
	<p>3年間と秋学期の在籍で卒業する場合</p> <p>学群長が定める国際社会科学主専攻のスケジュールで「ゼミナールA～F」を履修し、かつ卒業論文を提出できる者。</p>	<p>卒業時までには修得した総単位数の60%以上が「A」以上の評価であり、かつすべての卒業要件を満たしていること。</p>

(3) 人間学群履修細則

平成19年4月11日
人間学群部局細則第3号

- 改正 平成20年人間学群部局細則第1号
 平成22年人間学群部局細則第1号
 平成23年人間学群部局細則第1号
 平成24年人間学群部局細則第1号
 平成25年人間学群部局細則第1号
 平成25年人間学群部局細則第2号
 平成26年人間学群部局細則第1号
 平成27年人間学群部局細則第1号
 平成28年人間学群部局細則第1号
 平成29年人間学群部局細則第1号
 平成30年人間学群部局細則第1号
 平成31年人間学群履修細則第1号
 令和2年人間学群履修細則第1号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、人間学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 人間学群は、人間と人間がかかわる社会・自然に関する幅広い興味と関心を基盤にしつつ、人間の発達や支援に関して科学的に分析・理解する態度と専門的な知識や技能を身に付け、これらの態度・知識・技能を活用して、人が抱える様々な問題へ主体的かつ創造的に対処することで、人間社会に広く貢献することができる人材を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人 材 養 成 目 的
教 育 学 類	人間形成、学校教育、教育計画・設計、地域・国際教育にかかわる教育学の専門的知識・技能を活用し、学校、自治体、民間機関、国際機関など様々な分野で貢献できる人材、研究能力を有する人材を養成することを目的とする。
心 理 学 類	人間の心と行動に関する幅広い興味や関心を基盤に、人間の心や行動を科学的・実証的に分析し理解する姿勢及び専門的な知識や技能を身に付け、さらに、これらの学習成果を生かして、実際的な問題を主体的かつ創造的に解決する能力を有し、国際的にも通用する知性・人間性・逞しさを備えた人材の育成を目的とする。

障害科学類	乳児から高齢者までの感覚、運動、認知、言語などの機能の障害、健康や高齢・発達に関わる障害、障害をめぐる環境や社会・文化的課題に関する基礎的知識と支援方法を、教育・心理・福祉・医療などの領域から総合的に身に付け、共生社会の創造に貢献する、国際的に通用する能力をもつ人材養成を目的とする。
-------	--

(主専攻分野等)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
教 育 学 類	教 育 学
心 理 学 類	心 理 学
障 害 科 学 類	障 害 科 学

(履修科目の登録の上限)

第3条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 前項の場合において、教育職員免許状の資格取得に必要な科目及び博物館に関する科目を除くものとする。

3 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単 位 数
教 育 学 類	(1) 前年度において卒業要件（各年次に指定された必修科目すべてを含む。）として修得すべき単位を40単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。
心 理 学 類	(1) 前年度において卒業要件（各年次に指定された必修科目すべてを含む。）として修得すべき単位を40単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。
障 害 科 学 類	(1) 前年度において卒業要件（各年次に指定された必修科目すべてを含む。）として修得すべき単位を40単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	上限は設けない。

(成績の評語)

第4条 学群学則第35条第3項に規定するP/Fの評語を用いることができる授業科目は、「学問への誘い」、「フレ

ッシュマン・セミナー」、学群コア・カリキュラム「人間学、キャリアデザイン入門、人間フィールドワークⅠ、人間フィールドワークⅡ、人間フィールドワークⅢ」、教育学類開設「教育インターンシップ基礎論、教育インターンシップ実践演習、教育学実践演習、国際教育協力論、国際教育協力実習、国際教育政策概論」、心理学類開設「心理学体験実習Ⅰ、心理学体験実習Ⅱ」及び障害科学類開設「障害科学実践入門、障害科学セミナー」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPAの対象除外科目
教 育 学 類	基礎科目の関連科目
心 理 学 類	基礎科目の関連科目
障 害 科 学 類	基礎科目の関連科目

(修得単位数等)

第5条 学群学則第39条第1項に規定する学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業の要件として必要な履修科目及び修得単位数等は、別表のとおりとする。

(早期卒業)

第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の申請に関する条件等(以下「対象者」という。)及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	卒 業 判 定 基 準
教 育 学 類	2年次終了時までに卒業の要件として必要な単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を90単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究を履修し、3年次終了時までに卒業要件を満たすことが見込めること。	(1) 学類の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。
心 理 学 類	2年次終了時までに卒業の要件として必要な単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を90単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究を履修し、3年次終了時までに卒業要件を満たすことが見込めること。	(1) 学類の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。

障害科学類	2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数（各年次に指定された必修科目をすべて含む。）を90単位以上修得し、かつ、修得した総単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること及び3年次春学期から卒業研究Ⅰ・Ⅱを履修し、3年次終了時までには卒業要件を満たすことが見込めること。	(1) 学類の卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。
-------	---	--

(雑則)

第7条 この部局細則に規定するもののほか、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平20. 2. 13人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 1. 6人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23. 3. 8人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平24. 3. 7 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 3. 6 人間学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 7. 3 人間学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に人間学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお、従前の例による。

附 則（平 2 6 . 1 . 8 人間学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 7 . 1 . 7 人間学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 8 . 1 . 6 人間学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 9 . 1 . 1 1 人間学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 0 . 1 . 1 0 人間学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 1 . 1 . 9 人間学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 . 2 . 5 人間学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)
(教育学類)

卒業に必要な履修科目及び履修単位数																							
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			関連科目			計										
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
教育学	卒業研究	6	教育学類の科目(ただし、4単位は演習又は探究の科目(科目番号の末尾が2の科目)を含むこと。)	—	—	—	総合科目(フレッシュアップ・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1	—	—	—	—	—	—	38	86	0	124			
			(CB2で始まる授業科目)				体育	2	体育														
			人間学	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目および学類共通(専門基礎)の授業科目(CA, CBI)	0~37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育基礎論	2			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			学校の経営・制度・社会心理学概論	2			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			障害科学Ⅰ又は障害科学Ⅱ	2	(専門基礎科目の必修科目を除く)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			キャリアデザイン入門	1			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育学研究法A	2			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育学研究法B	2			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育インターンシップ基礎論	1			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育インターンシップ実践演習	1			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			教育学実践演習	1			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	単位合計	6	42~79	0	17	0~37	0	15	1~38	0	0	0	6~43	0	0	38	86	0	124				

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報リテラシー」、「データサイエンス」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。
 6. 初等教育学コースの履修科目については、別に定め、その内容は別途開催するガイダンスの際に提示する。

卒業に必要な履修科目及び履修単位数

主 専 攻 分 野	専門基礎科目										基礎科目										計			合 計		
	専門科目					専門基礎科目					共通科目					関連科目					必修科目	選択科目	自由科目			
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数					選択科目	単位数
障 害 科 学	卒業研究Ⅰ	2	卒業研究Ⅱ	4	卒業研究Ⅲ	4	人間学	1	人間学群コアカリキュラムの授業科目	0~39	総合科目(学士 基礎科目)	1~40	総合科目(学士 基礎科目)	1	総合科目(学士 基礎科目)	1	総合科目(学士 基礎科目)	1	総合科目(学士 基礎科目)	1	総合科目(学士 基礎科目)	1	総合科目(学士 基礎科目)	1	総合科目(学士 基礎科目)	1
	卒業研究Ⅱ	4					障害科学Ⅰ	2																		
							障害科学Ⅱ	2																		
							心理学概論	2																		
							教育基礎論又は学校の経 営・制度・社会	2																		
							キャリアデザイン入門	1																		
							障害科学実践入門	2																		
							障害原理論Ⅰ	2																		
							障害者福祉論Ⅰ	1																		
							障害者福祉論Ⅱ	1																		
						障害科学セミナー	1																			
						障害者教育基礎理論Ⅰ	1																			
						障害者教育基礎理論Ⅱ	1																			
						心理学統計Ⅱ	2																			
						障害科学研究方法入門	2																			
						障害科学研究法実習	1																			
						Current Topics in Disability Sciences	1																			
	単位合計	6				32~71	0	25	0~39	0	15	1~40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」を「日本語」とすることができ、

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の履修科目を重複して、他の科目欄の履修科目とすることは同一の科目欄の他の履修科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、履修科目番号で、当該記号及び番号で始まる履修科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「第2外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該履修科目として開設しているものの中から履修する。

(4) 生命環境学群履修細則

〔平成19年4月12日〕
生命環境学群部局細則第3号

改正 平成20年生命環境学群部局細則第1号
平成21年生命環境学群部局細則第1号
平成22年生命環境学群部局細則第1号
平成23年生命環境学群部局細則第1号
平成24年生命環境学群部局細則第1号
平成25年生命環境学群部局細則第1号
平成25年生命環境学群部局細則第2号
平成26年生命環境学群部局細則第1号
平成26年生命環境学群部局細則第2号
平成27年生命環境学群部局細則第1号
平成27年生命環境学群部局細則第2号
平成28年生命環境学群部局細則第1号
平成28年生命環境学群部局細則第2号
平成29年生命環境学群部局細則第1号
平成29年生命環境学群部局細則第2号
平成30年生命環境学群部局細則第1号
平成30年生命環境学群部局細則第2号
平成31年生命環境学群部局細則第1号
令和2年生命環境学群部局細則第1号
令和2年生命環境学群部局細則第2号
令和3年生命環境学群部局細則第1号

生命環境学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、生命環境学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項等を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項に基づき、学群の人材養成目的は、人間を含む多様な生物の生命現象、それを支える地球環境、さらには生物資源の保全や持続的活用の方法を総合的に理解し、豊かな人間性と問題発見・解決能力を有する、国際的な視野に立って活躍できる未来創造型の人材を育成する。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的
生 物 学 類	生物世界のシステム、生体機能のメカニズム、生命現象の本質、生物学の研究方法及び先端研究の意義を理解し、生物と関わる幅広い学問分野でグローバルに活躍する研究者、教育者、技術者、企業人など、先端科学と社会の接点となる人材を育成する。
生物資源学類	人類の生存、安全で豊かな生活の基本である生物資源に関する総合的な知識を有し、地域的かつ地球的視野をもって、我が国及び世界の食料の確保、環境と調和した生物資源の開発・保全と持続的利用に貢献できる人材を育成する。
地 球 学 類	地球の誕生から現在に至る地球の進化、大気圏・水圏・岩石圏で起こる様々な現象とそのプロセス、そして地球環境を舞台に展開される人間活動についての総合的な知識と思考力を有する、社会の諸分野で国際的な視野に立って活躍できる人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
生 物 学 類	生物学
生物資源学類	生物資源科学、農学
地 球 学 類	地球環境学、地球進化学

2 前項に定めるもののほか、各学類に生命環境学際主専攻をおくものとする。

(履修方法等)

第3条 学群学則第39条第1項に規定する生命環境学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、各学類の生命環境学際主専攻にあつては、別表第2のとおりとする。

2 地球学類において、学生が前条第1項の主専攻分野を選択するにあつて、あらかじめ、履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(副専攻)

第4条 学群長は、第2条の主専攻分野について、教育上有益と認めるときは、当該学類の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

2 地球学類における副専攻の認定条件等は、別表第4のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 前項の場合において、教職に関する科目、博物館に関する科目及び夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中授業を除くものとする。

3 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単位数
生 物 学 類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては20単位)以上を修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が70%以上であること。 (2) 1年次にあつては、学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
生物資源学類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては22単位)以上を修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
地 球 学 類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては20単位)以上を修得し、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が	55単位

	60%以上であること。	
	(2) 学類長が特別な事情があると認めた者	

(成績の評語)

第6条 学群学則第35条第3項に規定するP又はFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」、「学問への誘い」並びに生物学類開設のインターンシップ科目、「クラスセミナー」、生物資源学類開設のインターンシップ科目（全国森林公開実習Ⅰを除く）、「生物資源科学実習」、「生物資源科学演習」、「生物資源フィールド学実習」、「環境工学フィールド実習」、「農林生物学コース専門演習」、「応用生命化学コース専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「森林水文・砂防学実習」、「自然地域計画実習」、「生物機械工学実習」、「生物資源科学情報処理実習」、「測量学実習」、「社会経済学コース演習」及び地球学類開設の「地球学セミナー」、「地球学基礎セミナーA」、「地球学基礎セミナーB」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
生 物 学 類	除外科目を指定しない
生物資源学類	除外科目を指定しない
地 球 学 類	基礎科目の関連科目

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	卒業判定基準
生 物 学 類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を95単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が90%以上であること。</p> <p>さらに3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件のすべてを満たすことが見込まれること。</p> <p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が60%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。</p>
生物資源学類	<p>(1) 2年次終了時までには、卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p>	学類の卒業要件を満たしていること。

	<p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 2年次の春学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p> <p>② 3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること。</p>	
地球学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を95単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p> <p>さらに3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件のすべてを満たすことが見込まれること。</p> <p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。</p>

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 1. 24生命環境学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 1. 22生命環境学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 2 . 1 . 2 8 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3 . 3 . 1 0 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 4 . 3 . 8 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 2 . 2 2 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 6 . 2 7 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 6 月 2 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この部局細則の適用前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 6 . 3 . 7 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 6 . 1 2 . 1 8 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 7 . 6 . 2 5 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 7 . 1 2 . 1 7 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 8 . 8 . 2 2 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28. 10. 27生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に生命環境学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学生命環境学群履修細則第7条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平29. 1. 27生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平29. 12. 21生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平30. 6. 28生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平30. 12. 20生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平31. 2. 28生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令2. 2. 7生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項に規定する「学問への誘い」の成績の評語は平成31年4月1日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令2. 8. 20生命環境学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令3. 1. 28生命環境学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)
(生物学類)

主専攻分野	専門基礎科目					卒業に必要な履修科目及び修得単位数					基礎科目(共通科目・関連科目)					計			
	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	選択科目	自由科目	必修科目	選択科目	自由科目
専門語学(英語)BI	1	科目番号がBE15からEB99で始まる科目		40～62	1	系統分類・進化学概論	1	分子細胞生物学概論 Introduction to Biology I	1*	総合科目(フロンティア・セミナー・学問への誘い)	2	総合科目(フロンティア・セミナー・学問への誘い)	1	総合科目(フロンティア・セミナー・学問への誘いを除く) 体育	18～40	-	-	-	-
専門語学(英語)BH	1	生物物理学			1	運伝学概論	1								2～4*				
専門語学(英語)BIII	1	科目番号がBC2(BC24を除く), EC3(BC34を除く), EE(EE21, EE3を除く), EGS, EC6, EG9, FA, FC, FE, FF4, PFS, FGI2, FG22, FG32, FG4, FG52, GH, HEで始まる科目のうちから学類長が指定するもの			1	生態学概論	1								0～22				
科学コミュニケーション	2	GH, HEで始まる科目のうちから学類長が指定するもの			1	動物生理学概論	1												
専門語学(英語)DI	1	その他学類長が専門科目選択として特に指定する科目			1	植物生理学概論	1												
専門語学(英語)DII	1				3	基礎生物学実験	3												
専門語学(英語)DIII	1				1	専門語学(英語)AI	1												
生物学演習	1		所属するコースに対応して指定された科目	8～54	1	専門語学(英語)AII	1												
生物学研究法	6		所属するコースに対応して指定された科目以外の科目	8～54	1	クラスセミナー	1												
卒業研究 (履修条件は特別な場合を除き、専門科目の選択科目25単位以上と専門基礎科目の必修及び選択科目全部の必修単位を全て修得しており、かつ卒業に必要な単位数の未修得分が30単位以下であること)	6																		
論文作成・プレゼンテーション	1																		
単位合計	22			40～62	0*	11	1*	10	0*	10	18～40	0*	43	81	0*	124			

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な値を表す。但し、「*」を付した値は当該区分の上限単位数である。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 「科学コミュニケーション」「卒業研究」「基礎生物学実験」及び必修の「総合科目」の履修は指定された方法によること。「体育」及び選択の「総合科目」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修すること。
 4. 必修の外国語は英語を原則とし、特に認められた場合に限り初級外国語または日本語により修得できる。
 5. 専門科目の選択科目として、EB15からEB99の科目より実習科目1科目を含む実験・実習科目4科目以上を履修すること。生物学公開演習実習科目を履修して修得した単位は、1科目を限度として卒業に必要な単位として認める。
 6. 学群学則第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究の他、生物学研究法、生物学演習、専門語学DI, DII, DIIIを含む。

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数															
	専門基礎科目					基礎科目					計					
	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	合計
生物資源学	専門語学 I	2	-	-	-	生物資源科学実習	1	生物資源の開発・生産と持続利用 生物資源としての遺伝子とゲノム 生物資源と環境 生物資源学科にみる食品科学・技術の最前線	3~4	総合科目 (プレシミュレーション、学習への旅)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1~3	-	-	124
	専門語学 II (履修条件 基礎科目、専門基礎科目、専門科目を合わせて50単位以上を修得すること。)	2	21	-	-	生物資源科学演習	1	下記から、講義科目1単位以上、実験・実習・演習科目1単位以上を修得すること。 資源生物学 化学 物理学 基礎数学 統計学 I・II 統計学入門 生物資源フィールド実習 生物資源概論 力学 I・2・3 電気実験 物理実験 地学実験 数理科学演習 生物学概論 系統分類・進化学概論 分子細胞生物学概論 遺伝学概論 生態学概論 動物生理学概論 植物生理学概論 地球環境学 I・2 地球化学 I・2 社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線	14~21	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1~3	-	-	124
卒業研究 (履修条件 専門基礎科目の必修科目と選択科目・2年次の専門科目の必修科目と選択科目の中から300単位を合計し、90単位以上を修得していること。)	10	16	16~25	-	-	生物資源科学実習	1	下記から、講義科目1単位以上、実験・実習・演習科目1単位以上を修得すること。 資源生物学 化学 物理学 基礎数学 統計学 I・II 統計学入門 生物資源フィールド実習 生物資源概論 力学 I・2・3 電気実験 物理実験 地学実験 数理科学演習 生物学概論 系統分類・進化学概論 分子細胞生物学概論 遺伝学概論 生態学概論 動物生理学概論 植物生理学概論 地球環境学 I・2 地球化学 I・2 社会学の最前線 法学の最前線 政治学の最前線 経済学の最前線	14~21	総合科目 (学上基礎科目)	2	総合科目 (学上基礎科目)	1~3	-	-	124
単位合計	14	53~62	0	2	17~25	0	14	1~9	0	0	0	1~9	0	0	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の履修科目を重複して、他の科目欄の履修科目とすること又は同一の科目欄の履修科目とすることはできない。
 3. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる履修科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「第1外国語」、「情報」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該履修科目として開設されているものから履修する。
 5. 教職に関する科目は、農業科教育法概論、技術科教育法概論、及び理科教育概論について4単位以内とし、現代教育と教育理念、教育史概論、こころの発達、学習の心理及び道徳教育と合わせて6単位を限度とする。博物学に関する科目については、関連科目の選択科目に卒業に必要な単位として認める。
 6. 編入学又は転入学を許可された者及び入学前又は入学後に他大学等に於いて履修科目を履修し、又は学修を行った者で、他大学等において「総合科目」に相当する科目を履修したものに係る当該履修科目の卒業に必要な修得単位数は2単位(プレシミュレーションを除く)とする。
 7. 留學生及び外国において中等教育を受けた學生は、「第1外国語」を4単位まで日本語とすることができ、留學生及び外国において中等教育を受けた學生は、「第1外国語」を4単位まで日本語とすることができる。

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び必修単位数										基礎科目				計					
	専門科目					専門基礎科目					共通科目				関連科目					
	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	単位数	自由科目数	単位数	必修科目数	選択科目数	自由科目数	単位数	合計
農学	専門語学Ⅰ	2	-	-	-	Japan-Expert総論	1	生物資源の開発・生産と持続利用 生物資源としての遺伝子とゲノム 生物資源と環境	3~4	-	総合科目 (フレッシュユア ナーム、学問 への誘い、 及びJapan- Expertフレッ シュユア・セ ミナーを含む)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	1	139
	専門語学Ⅱ (履修条件 専門基礎科目、専 門基礎科目を合 わせて50単位 以上を修得し ていること。)	2	21	-	-	生物資源科学実習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	90
	Japan-Expert アグリタレント インターンship	2	-	-	-	生物資源科学演習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	49
	卒業研究 (履修条件 専門基礎科目と選 択科目、2年次 の専門科目の 必修科目と選択 科目の中から30 単位を含む90 単位以上を修 得しているこ と。)	10	-	-	-	生物資源科学演習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	90
	基礎数学	2	-	-	-	生物資源科学演習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	49
	基礎物理学	2	-	-	-	生物資源科学演習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	49
	基礎化学	2	-	-	-	生物資源科学演習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	49
	基礎生物学	2	-	-	-	生物資源科学演習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	49
	初級外国語 (日本語)	2	-	-	-	生物資源科学演習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	49
	初級外国語 (英語)	2	-	-	-	生物資源科学演習	1	生物資源学に関する食品科学・技術の最前線 下記から、講義科目11単位以上、実験・実習・演習科目1単 位以上を修得すること。	14~21	総合科目 (学士基礎科 目)	3	総合科目 (学士基礎科 目)	1~3	-	-	-	-	-	0	49

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものから履修する。
 5. 教職に関する科目は、農業科教育法概論、技術科教育法概論、及び理科教育概論について4単位以内とし、現代教育と教育理念、教育史概論、こころの発達、学習の心理及び道徳教育と合わせて6単位を限度とする。博物館学に関する科目については、関連科目の選択科目に卒業に必要な単位として認める。
 6. 「芸術(日本画実習)」「芸術(書A・B・C)」は、共通科目の「芸術」とはならない。

(地球学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										科目連科目			計													
	専門科目				専門基礎科目				共通科目		基礎科目		科目連科目			計											
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	
地球環境学	卒業研究 (履修条件 専門科目18単位 (演習に係るもの2 単位以上を含む) を含む100単位以 上を修得してい ること)	12	EE2	10~ 68	—	地球環境学1 地球環境学2	1	1	18~46	—	総合科目 (フレックスマン・ ゼミナール・学期 への誘い)	2	—	—	総合科目 に関する科目、 博物館に関する科目 及び AB,AC,FF,FG,PH (ただし、専門基礎 科目として指定する 科目を除く)	4~32	—	—	33	91	—	—	—	—	—	—	—
地球学専攻英語2A	1	地球統計学	1	—	—	地球学専攻英語1A	1	1	—	—	総合科目 (フレックスマン・ ゼミナール・学期 への誘い)	2	1~5	—	総合科目 に関する科目、 博物館に関する科目 及び AB,AC,FF,FG,PH (ただし、専門基礎 科目として指定する 科目を除く)	4~32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地球学専攻英語2B	1	地球情報学	1	—	—	地球学専攻英語1B	1	1	—	—	総合科目 (フレックスマン・ ゼミナール・学期 への誘い)	2	—	—	総合科目 に関する科目、 博物館に関する科目 及び AB,AC,FF,FG,PH (ただし、専門基礎 科目として指定する 科目を除く)	4~32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	14	40~68	—	—	—	7	18~46	—	12	1~26	—	—	—	—	—	4~32	—	—	33	91	—	—	—	—	—	—	

(地球学類)

専攻分野	専攻科目				専攻基礎科目				基礎科目				共通科目				関連科目				計			
	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	選択科目	単位数	自由科目
	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
地球学専攻 環境学専攻 進化生物学専攻	12 EE3	EE2,4 EG8,9	18~59 9~30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12 EE3	EE2,4 EG8,9	18~59 9~30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地球学専攻2A	1	地球学専攻2B	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地球学専攻2B	1	地球学専攻2A	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
単位合計	14	40~68	7	18~46	12	1~26	4~32	12	1~26	4~32	33	91	124	33	91	124	33	91	124	33	91	124	33	91

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。(同一内容を取り扱う日本語の授業科目と英語の授業科目を履修した場合を含む。)
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」及び「第1外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で地球学類長が地球学関係分野の履修科目として認定したのものについては、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。
 6. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は「第1外国語」を日本語とすることができる。

別表第2 (第3条関係)
(生物学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び必修単位数										基礎科目(共通科目・関連科目)				計													
	専門基礎科目					専門科目					基礎科目(共通科目・関連科目)				計													
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	自由科目				
生物学類	専門語学(英語)BI	1	科目番号がBE15からEB99で始まる科目	40～62	-	系統分類・進化学概論	1	分子細胞生物学概論	1*	-	総合科目(フロンティア・セミナー、学問への誘いを除く)	2	総合科目(フロンティア・セミナー、学問への誘い)	-	総合科目(フロンティア・セミナー、学問への誘いを除く)	1	18～40	-	-	-	-	-	-	-	-			
	専門語学(英語)BI	1	生物物理科学			遺伝学概論	1	Introduction to Biology I	1*		外国語(必修科目として修得した言語ならびに通訳と関係科目に選んでいる言語を除く)・博物館に関する科目・教職に関する科目(現代教育と教育理論、教育史概論、こころの発達、学習の心理、教科指導法(理科)に関する科目に限る)	2	外国語(必修科目として修得した言語ならびに通訳と関係科目に選んでいる言語を除く)・博物館に関する科目・教職に関する科目(現代教育と教育理論、教育史概論、こころの発達、学習の心理、教科指導法(理科)に関する科目に限る)	2～4*	外国語(必修科目として修得した言語ならびに通訳と関係科目に選んでいる言語を除く)・博物館に関する科目・教職に関する科目(現代教育と教育理論、教育史概論、こころの発達、学習の心理、教科指導法(理科)に関する科目に限る)	1	2～4*											
	専門語学(英語)BI	1	科目番号がEC2、EC24を除く) EC3、EC34を除く) EF、EF21、EF24を除く) EC6、EC8、EC9、FA、FA1、FE、FE1、FE2、FE3、EC12、FC22、FC28、FC4、FC52、C、DH、HEで始まる科目のうちから学類長が指定するもの			生態学概論	1				外国語	4	外国語	4	数学リテラシー1,2,3 科目番号がEC12、EE1,FA,FB,FC,FE,FF,FG,G,HB,HEで始まる科目(EA,EBと共通開設のもの、専門科目として指定されているものならびに学類長が指定するものを除く) その他、学類長が「関連科目A」として特に指定するもの	9～31												
	科学コミュニケーション	2	その他学類長が専門科目選択として特に指定する科目			動物生理学概論	1				情報	4	情報	4	微積分及び2(理工学類)、微積分学A(情報科学類)、Calculus I, Calculus A, Mathematics及びMathematics I また、「微積分」相当科目として学類長が指定する科目	6～28*												
	専門語学(英語)DI	1				植物生理学概論	1								線形代数I及び2(理工学類)、線形代数A(情報科学類)、Linear Algebra I、また、「線形代数」相当科目として学類長が指定する科目	0～2*												
	専門語学(英語)DI	1				基礎生物学実験	3								物理科学概論またはPhysics 化学序説または化学概論	0～1*												
	専門語学(英語)DI	1				基礎生物学実験	3								地学序説、地球探検学I、地球進化学I,2 力学I,2,3またはMechanics I,II	0～3*												
	専門語学(英語)DI	1				基礎生物学実験	3								電磁気学I,2,3またはElectromagnetism I 化学I,2,3またはChemistry I,II,III	0～3*												
	生物学演習	1				基礎生物学実験	3								化学I,2,3またはChemistry I,II,III プログラミング入門またはProgramming I,II(総合理工)	0～3*												
	生物学研究法	6				基礎生物学実験	3								Thermodynamics I, II 物理学実験 化学実験 地球学実験 Statistics	6～28												
	卒業研究 (履修条件は特別の選考を除き、専門科目の選択科目25単位以上専門基礎科目の必修及び選択科目全部の必修単位を全て修得しており、かつ卒業に必要な単位数の未修得分が30単位以下であること)	6				基礎生物学実験	3								生物資源の開発・生産と持続利用、生物資源としての遺伝子とゲノム、生物資源と環境、生物資源学における食品科学・技術の最前線 科目番号がA,C,EC24、EC34、EC4、EE21、FH,H,CYで始まる科目(EA、EBと共通開設のもの、専門科目として指定されているものならびに学類長が指定するものを除く) その他学類長が「関連科目B」として特に指定するもの	6～28												
	論文作成・プレゼンテーション	1				基礎生物学実験	3																					
	単位合計	22				単位合計	11			1*					単位合計	10												

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な数値を表す。但し、「*」を付した値は当該区分の上限単位数である。
2. 同一の授業科目を履修して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
3. 「科学コミュニケーション」「卒業研究」「基礎生物学実験」及び必修の「総合科目」の履修は指定された方法によること。「体育」及び選択の「総合科目」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修すること。
4. 必修の外国語は日本語を原則とし、特に認められた場合に限り初級外国語または英語により履修できる。
5. 専門科目の選択科目として、BE15からEB99の科目より実習科目1科目を含む実験・実習科目4科目以上を履修すること。生物学公開講座実習科目を履修して修得した単位は、「科目を履修して卒業に必要な単位として認める」。
6. 学群学則第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究の他、生物学研究法、生物学演習、専門語学BI1、専門語学DI1、DI1を含む。

(地球学類)

卒業に必要な履修科目及び必修得単位数																							
主専攻分野	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目			計		合計					
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	単位数		
生命環境学際	研究演習A, B	3	地球環境学野外実験 I, II, III, IV, V, VI	25~46	地球と生命の進化	1.5	EG02, 8	8	EG1, 5, 8	10~31	総合科目 (フレレン・シムマン・セミンナー・学問への誘い)	2	総合科目 (フレレン・シムマン・セミンナー・学問への誘い)	1	総合科目 (フレレン・シムマン・セミンナー・学問への誘い)	1	総合科目 (フレレン・シムマン・セミンナー・学問への誘い)	1	EA, EB, EC, EE, EG以外 (共通科目を除く)	6~14	56		
	地球学演習A, B (履修条件: EG9の7単位を含む50単位以上を修得していること)	3	地球進化学野外実験 A, B, C, D, E, F, G	3	地球環境学入門	1	EB11351 EB11651 EB11751 EB11851	1	専門基礎科目のうちから、選択科目として履修する以外の授業科目	8	専門基礎科目のうちから、選択科目として履修する以外の授業科目	10~31	総合科目 (フレレン・シムマン・セミンナー・学問への誘い)	2	総合科目 (フレレン・シムマン・セミンナー・学問への誘い)	1	総合科目 (フレレン・シムマン・セミンナー・学問への誘い)	1	EA, EB, EC, EE, EG以外 (共通科目を除く)	6~14	56		
	卒業研究A, B (履修条件: 専門科目18単位(演習に係るもの)2単位を含む100単位以上を修得していること。 「研究演習A, B」と共に履修すること)	12	EG9	11	地球学フレッシユマン・セミンナーI 地球学フレッシユマン・セミンナーII	0.5		4	第1外国語	4	第1外国語	4	第1外国語	4	第1外国語	4	第1外国語	4	第1外国語	4	第1外国語	4	4
	論文作成	7			専門科目の選択科目のうちから、選択科目として履修する以外の授業科目				専門基礎科目に指定したE科目を除く		専門基礎科目のうちから、選択科目として履修する以外の授業科目												
単位合計	25	17	25~46	5	8	10~31	13	0	1~15	0	0	0	6~14	43	25	56	124						

- (注)
- この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 - 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 - この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目群を表す。
 - 「総合科目」、「体育」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修する。

- 「第1外国語」は原則として日本語とする。
- 学群学則第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究の他、研究演習を含む。

別表第3 (第3条第2項関係)

学 類	主 専 攻 分 野	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数															
		専 門 科 目				専 門 基 礎 科 目				基 礎 科 目				関 連 科 目			
		必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数
地 球 学 類	地 球 環 境 学	60単位(専門科目及び専門基礎科目(原則として地球環境学1,2,地球学実験を含む)の30単位を含む。)															
	地 球 進 化 学	60単位(専門科目及び専門基礎科目(原則として地球環境学1,2,地球学実験を含む)の30単位を含む。)															

(注)

1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。
2. 地球学類の主専攻分野は、2年次終了時に振り分けを行う。ただし、進級後も本人の希望によっては、主専攻分野の変更を許可することがある。

別表第4（第4条の2関係）

副専攻 主専攻	地球環境学	地球進化学	生命環境学際
地球環境学		EE3 から 23 単位 以上	EG3,6,9 から 23 単位 以上
地球進化学	EE2 から 23 単位 以上		EG3,6,9 から 23 単位 以上
生命環境学際	EE2 から 23 単位 以上	EE3 から 23 単位 以上	

(注)

1. 上記に定める単位数を卒業までに修得すること。ただし、上記に定める単位数の内、少なくとも9単位は、各主専攻で卒業に必要な修得単位数の他に修得すること。
2. 上記表中の EE2 は地球環境学主専攻の専門科目、EE3 は地球進化学主専攻の専門科目、EG3 は生命環境学際主専攻の専門科目（生物学類開設）、EG6 は生命環境学際主専攻の専門科目（生物資源学類開設）、EG9 は生命環境学際主専攻の専門科目（地球学類開設）を示す。
3. 申請条件、申請方法、認定等の詳細は、学類において別途公示する。

(5) 理工学群履修細則

〔平成19年4月25日〕
理工学群部局細則第3号

改正 平成20年理工学群部局細則第1号
改正 平成21年理工学群部局細則第1号
改正 平成21年理工学群部局細則第2号
改正 平成22年理工学群部局細則第1号
改正 平成23年理工学群部局細則第1号
改正 平成24年理工学群部局細則第1号
改正 平成25年理工学群部局細則第1号
改正 平成25年理工学群部局細則第2号
改正 平成26年理工学群部局細則第1号
改正 平成27年理工学群部局細則第1号
改正 平成28年理工学群部局細則第1号
改正 平成29年理工学群部局細則第1号
改正 平成30年理工学群部局細則第1号
改正 平成30年理工学群部局細則第3号
改正 平成31年理工学群部局細則第1号
改正 令和2年理工学群部局細則第1号
改正 令和3年理工学群部局細則第1号

筑波大学理工学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条並びに筑波大学GPA制度に係わる実施要項（平成24年度第4回学群教育会議決定。以下、「実施要項」という。）第4条の規定に基づき、理工学群における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（以下「人材養成目的」という。）並びに教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項の部局細則で定める理工学群の人材養成目的は、次のとおりとする。

持続可能な社会に必要な幅広い教養、科学・技術の基礎から応用に至る専門性、柔軟な思考、知的創造及び問題発見・解決の能力を修得し、広い視野及び豊かな人間性を持ち、チームで仕事をするための協働能力を備え、国際社会に貢献できるグローバル人材を養成する。

2 学群学則第1条の2第1項の部局細則で定める理工学群に置かれる学類の人材養成目的は、次のとおりとする。

学 類	人材養成目的
数学類	純粋数学から応用数学まで現代数学の基礎について幅広い知識を習得することにより、高度な論理性を身につけると同時に、問題を分析しその構造を読み取って解決するという数学的思考能力を身につけた、社会の様々な分野でグローバルに活躍できる人材を養成する。
物理学類	多様に発展する現代物理学について、しっかりとした基礎及び高度な専門的知識を備え、かつ、真理を探求する過程を通して育んだ柔軟な思考力及び物事の本質を洞察し問題を根本から解決する力を持ち、それぞれの能力を生かして社会の様々な分野で活躍できる人材を養成する。
化学類	自然界における普遍的な法則及び未知物質・未知現象の探求、機能性物質の創製及び材料開発、環境問題及びエネルギー問題の解決、生命現象の分子レベルでの解明等に対する意欲を持つことができる十分な基礎的的化学知識を持ち、これらの知識と理解に裏打ちされた柔軟な思考力及び国際的に活躍できる能力を有する人材を養成する。
応用理工学類	われわれの社会を維持・発展させ続けるために必要な最先端工学の基盤となる科学・技術を原理から理解し、さらに発展させることができる、創造力豊かな技術者・研究者を養成する。
工学システム学類	安心で安全であり、快適で豊か、かつ持続可能な人間生活を工学面から支え牽引できる人材、すなわち、1. 広い分野に応用できる基礎能力、2. 広い視野を持った仕事の遂行能力、3. 社会人・職業人としての人間基本力を身につけた技術者・研究者を養成する。
社会工学類	人間行動が複雑に絡み合う社会的諸問題を工学的・実践的・戦略的に分析するために必要な文理融合型思考能力を持ち、総合的な問題解決のためのシステムを設計できる人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
数 学 類	数学
物 理 学 類	物理学
化 学 類	化学
応 用 理 工 学 類	応用物理、電子・量子工学、物性工学、物質・分子工学
工 学 シ ス テ ム 学 類	知的・機能工学システム、エネルギー・メカニクス
社 会 工 学 類	社会経済システム、経営工学、都市計画

(総合理工学位プログラム)

第2条の2 理工学群に、応用理工学類及び工学システム学類を横断する学際カリキュラムとして、総合理工学位プログラムを置く。

- 2 総合理工学位プログラムの主専攻分野は、総合理工学とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、総合理工学位プログラムにおける人材養成目的並びに教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第3条 学群学則第39条第1項の部局細則で定める理工学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 学群長は、応用理工学類、工学システム学類及び社会工学類の学生の主専攻分野について、学生の希望を勘案し、入学した年次終了時以降に選考を行い、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て決定する。

- 2 学生が主専攻分野を選択するにあたって、あらかじめ、履修すべき授業科目（以下「指定科目」という。）及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 学群長は、教育上有益と認めるときは、当該学類の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位（教職に関する科目及び博物館に関する科目を除く。）とする。ただし、夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中講義を除くものとする。

- 2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次のとおりとする。

学 類	要 件	単 位 数
数 学 類	(1) 前学期・前年度までに、修得すべき科目が80%以上履修済みであること。	60単位 (1年次にあっては55単位)
物理学類	(2) 前学期・前年度までにおいて、当該分野の専門科目の履修した科目の50%以上が「A」以上の評価であること。	
化学類	上記(1)と(2)の基準を勘案して、クラス担任が「優秀」と認定した学生	

学 類	要 件	単 位 数
応用理工学類	2年生以上については前年度において修得した卒業要件科目のうち、26単位以上が「A」以上であること。	55単位 (ただし、特に成績が優秀であると認められた者に対しては、学類長が個別に上限を緩和することができる。)
工学システム学類	前年度において卒業要件科目を40単位以上修得し、その80%以上が「A」以上という条件を勘案し、学類長が「特に優秀」と認めた者	55単位
社会工学類	前年度において、35単位以上の卒業要件科目を修得し、その科目数の80%以上が「A」以上であるもの	55単位

(主専攻分野以外の学際的な分野に係る履修方法等)

第6条 主専攻分野以外の分野で、学際的な分野を選択しようとする学生の取扱いについては、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て、学群長がその都度定める。

(成績の評価)

第7条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「学問への誘い」並びに物理学類開設の「物理学基礎セミナーⅠ・Ⅱ」、「クラスセミナーⅠ」、「課題探究実習セミナー1・2」及び「専門物理セミナー1・2」とする。

2 実施要項第4条第2項第3号の規定に基づき、学期GPA及び累積GPA対象科目から除外する授業科目として理工学群長が指定するものは、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
数 学 類	1. 数学類、物理学類、化学類、地球学類以外の学群学類開設科目 2. 数学及び情報に関する教科の指導法
物 理 学 類	除外科目を指定しない
化 学 類	1. 数学類、物理学類、化学類、地球学類以外の学群学類開設科目 2. 理科に関する教科の指導法
応 用 理 工 学 類	教職に関する科目及び博物館に関する科目
工学システム学類	除外科目を指定しない
社 会 工 学 類	除外科目を指定しない

(早期卒業)

第8条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	基 準
数 学 類 物理学類 化 学 類	<p>2年次終了までに、卒業の要件として修得すべき単位を数学類および化学類では100単位以上、物理学類では95単位以上修得し、その90%以上が「A」以上の評価を得ているもの。</p> <p>ただし、秋学期入学者が6か月早く卒業することを希望する場合は、3年次秋学期終了までに、卒業の要件として修得すべき単位を、数学類では100単位以上、物理学類では95単位以上、化学類では110単位以上修得し、その70%以上が「A」以上の評価を得ていること。</p>	<p>(1) 卒業の要件として修得すべき科目の80%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。ただし、秋学期入学者にあつては、卒業の要件として修得すべき科目の70%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。</p>
応用理工 学類	<p>2年次終了時において卒業要件科目を85単位以上修得し、専門科目、専門基礎科目について85%以上が「A」以上であるもので学類長が適切と認めたもの。学類は適宜、面接を行う。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合、3年次終了時に通常の卒業研究着手条件を満たして優秀な成績で95単位以上を修得し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たすことが見込まれる者。また、原則として3年進級時に卒業要件に必要な専門基礎科目の必修単位をすべて取得していること。</p>	<p>(1) 卒業要件として修得すべき単位の85%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(2) 専門科目及び専門基礎科目として修得すべき単位の85%以上を「A」以上の評価をもって修得していること。</p> <p>(3) 特別卒業研究を修得し、内容が特に優秀であると認められること。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、4年次春学期から卒業研究を履修し、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たした者。</p>
工学シス テム学類	<p>2年次終了時において、卒業要件科目を85単位以上修得し、その90%以上が「A」以上又は成績が上位5%以内である者。さらに、学類長が次の項目を考慮して判断する。a)修得科目に工学システム学類卒業としての一貫性があること。b)特別卒業研究の履修計画が実現可能であること。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合、卒業研究の履修条件を優秀な成績</p>	<p>3年以上在学し特別卒業研究A及びBを履修(公開発表を含む。)し、卒業要件を満たした者。ただし、秋学期入学者で4年次秋学期卒業の場合は、3年次春学期から卒業研究を履修し、4年次秋学期までに優秀な成績で卒業要件を満たした者。</p>

	で修得し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たすことが見込まれる者。	
社会工学類	<p>(1) 2年次終了時において、卒業要件科目の取得が85単位以上であり、その科目数の85%程度は「A」以上であること。ただし、秋学期入学者の場合、2年次秋学期末までに主専攻毎に定められた卒業研究着手要件を優秀な成績で満たしていること。</p> <p>(2) 上記(1)を満たした上で、早期卒業研究又は卒業研究の指導予定教員の了解を得ていること。</p>	<p>(1) 卒業研究以外の卒業要件を満たすこと。</p> <p>(2) 早期卒業研究を修得すること。ただし、秋学期入学者で早期卒業をする者は3年次春学期から春学期入学者の4年次と同じスケジュールで卒業研究を履修し、4年次秋学期末までに卒業要件を満たしたものの。</p>

(雑則)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 2. 27理工学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 2. 18理工学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 10. 28理工学群部局細則2号)

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 2 . 3 . 5 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3 . 3 . 4 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 4 . 3 . 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 3 . 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 7 . 1 9 理工学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 7 月 1 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この部局細則による改正後の筑波大学理工学群履修細則第 7 条第 2 項の規定は、平成 2 5 年度入学者から適用する。

附 則（平 2 6 . 1 . 2 2 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 6 年 1 月 2 2 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この部局細則による改正後の筑波大学理工学群履修細則第 8 条の規定は、平成 2 5 年度入学者から適用する。

附 則（平 2 7 . 1 . 2 8 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 8 . 1 . 2 7 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 9 . 1 . 2 5 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 0 . 1 . 2 4 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 0 . 1 2 . 1 9 理工学群部局細則 3 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 3 1 . 1 . 2 3 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 2 . 1 . 2 2 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項に規定する「学問への誘い」の成績の評価は平成 3 1 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 3 . 1 . 2 7 理工学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に理工学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

(数学類)

専攻分野	専攻科目										基礎科目										共通科目			関連科目				計			合計
	専攻科目					基礎科目					共通科目					関連科目					計										
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
数学	卒業研究	9	FB12 FB13 FB14	46~ 70	-	0	微積分 I, II または 微積分 I, 2 または 微積分 A	2	FB1 FC FE EE 生物学序説, 遺伝学概論, 分子細胞生 物学概論, 系統分類・ 進化学概論, 生態学概論, 動物生理学 概論, 植物生理学 概論	15~ 47	-	0	総合科目(フ レッシュマン セミナー, 学 問への誘い)	2	総合科目(学 士基礎科目)	1	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卒業予備研究	3					線形代数 I, II また は線形代 数1, 2 また は線形代 数A	2																							
	数学外書輪講 II	2					数学リテラ シー1 数学リテラ シー2	1																							
単位合計		14		46~70		0		6	15~47		0		12			1~17		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」及び「第1外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で数学関係分野の履修科目として認定したものである場合は、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。
6. 編入学又は転入学を許可された者及び入学前又は入学後に他大学等に於いて授業科目を履修し、又は学修を行った者で、他大学等に於いて「第1外国語」に相当する科目を履修したものに係る当該授業科目の卒業に必要な修得単位数は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 第1外国語 4単位
 情報 4単位
 国語 4単位
 芸術 4単位
7. 微積分1, 2, 微積分A, 線形代数1, 2, 線形代数Aは原則総合学域群から移行した学生のみ専門基礎科目の必修科目として認定する。

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計			合計									
	専門科目				専門基礎科目				共通科目				関連科目												
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数	自由科目	単位数						
物理学	物理学実験I	2	量子力学序論 量子力学I 量子力学II 量子力学III	5~11	-	-	-	力学1 力学2 力学3 電磁気学1 電磁気学2 電磁気学3 物理学概論	5~7	-	-	総合科目 (フレックスマ ン・ゼミナ ールへの勝 つ)	2	総合科目(学士基礎科 目)	1~6	-	-	-	6~8	-	33	91	0	124	
	物理学実験II	6		4~8	-	-	微積分1 微積分2 微積分3 線形代数1 線形代数2 線形代数3 数学リテラシー1 数学リテラシー2	4~8	-	-	-	体育 外国語 芸術	0~18	FA, FB, FC, FE, EE以外で 始まる授業科 目(ただし、 A, B, Cで始 まる科目、専 門科目、専門 基礎科目およ び共通科目で 指定する科目 を除く)	0~18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卒業研究 履修条件: 卒業に必要な124単位のうち、 下記の授業科目を含む95単 位以上を修得していること。 ・物理学実験II 次に掲げる授業科目のうちか ら選択するもの6単位以上、 ・量子力学I ・量子力学II ・量子力学III ・統計力学I ・統計力学II	10		16~34	-	-	FA FB (FCC以外) FE EE	16~34	体育	2	4	4	外国語(英 語)	4	情報	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	物理学入門 解析力学	3	FCC2 FCC3 FCC4	23~47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	単位合計	21	35~59	0	0	0	25~49	0	12	1~24	0	0	0	6~24	33	91	0	124							

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」及び「外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。

5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の授業科目で物理学類長が物理学関係分野の履修科目として認定したものについては、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。
 6. 外国人留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を「日本語」とすることができる。

(化学類)

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数													合計									
	専門基礎科目			専門基礎科目			共通科目			関連科目			単位数		必修科目	選択科目	自由科目						
	必修科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	自由科目						必修科目	単位数	自由科目			
化学	専門化学実験 I (履修条件: 専門科目FEで始まる履修科目15単位を含む60単位以上修得していること。)	7	分析化学、無機化学I,II	6	—	化学1、化学2、化学3	3	数学リテラシー1,2 微積分I,II,III,1,2,3, 線形代数A, 線形代数 I,II,III,1,2,3, 線形代数A、 力学1,2,3 電磁気学1,2,3 微積分演習S 微積分演習F 線形代数演習S 線形代数演習F	12	—	総合科目 (フレジジュマン・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目 (学士基礎科目)	1	—	—	—	—	43	81	0	124	
	専門化学実験 II (履修条件: 上に同じ。)	7	物理化学I,II,III,IV 有機化学I,II,III,IV	6	—			化学概念 生物学序説 遺伝学概論 分子細胞生物学概論、系統分類、進化学概論 生態学概論 動物生理学概論 植物生理学概論 地球環境学1 地球環境学2 地球進化学1 地球進化学2 FA, FB, FC, FE1, EE, BB (有機化学I, IIは除く)	5~18	—	総合科目 (フレジジュマン・セミナー、学問への誘い) 体育 第1外国語 (英語) *注6 情報	2 2 4 4											
	卒業研究 (履修条件: 専門基礎科目FB, FCを9単位数、共通科目及び専門基礎科目及び専門科目の必修科目2939単位(共通科目12単位及び専門基礎科目34単位)及び専門実験14単位)を含む110単位以上を修得していること。)	14	FE12 FE13 FE14	23~33	—					17~30	12	1	0	0	0	0	0	0	0	43	81	0	124
	単位合計	28	41~51	0	3	0	3	17~30	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	43	81	0	124

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の数値を表す。
 2. 同一の履修科目を重複して、他の科目欄の履修科目とすること又は同一の科目欄の他の履修科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる履修科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」及び「第1外国語」は、それぞれ当該履修科目として開設しているものうちから履修する。
 5. この表に掲げる履修科目の他、他の学群及び学類の履修科目で化学類長が化学関係分野の履修科目として認定したもののについては、「専門科目」又は「専門基礎科目」として認める。
6. 外国人留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第一外国語」を「日本語」とすることができる。
 7. 卒業単位として認定される組み合わせは、微積分I, II (2単位)、または微積分A (2単位)のいずれかとする。
 8. 卒業単位として認定される組み合わせは、線形代数I, II (2単位)、または線形代数1, 2 (2単位)、または線形代数A (2単位)のいずれかとする。

主専攻分野	卒業に必要履修科目及び修得単位数										計		合計									
	専門科目			基礎科目			関連科目				必修科目	単位数										
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数												
応用物理	基礎実験学	1	FF25で始まる授業科目	12~16	応用理工学概論	1	FF15で始まる授業科目	6~9	総合科目(フレンシュマン・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1	—	—	—	—	—	—	—	—		
	応用物理専攻実験A	2			数学リテラシー1,2	2																
	応用物理専攻実験B (履修条件:別表第2の指定科目の単位数を修得していること)	2			微積分1,2,3	3																
	卒業研究A (履修条件:総修得単位数が95以上であること、応用物理専攻実験Aと応用物理専攻実験Bを修得していること)	4			線形代数1,2,3	3																
		4			力学1,2,3	3																
	卒業研究B (履修条件:総修得単位数が95以上であること、応用物理専攻実験Aと応用物理専攻実験Bを修得していること)	4			電磁気学1,2,3	3																
					化学1,2,3	3																
					熱力学	2																
					解析学A, B, C	3																
	卒業研究C (履修条件:総修得単位数が95以上であること、応用物理専攻実験Aと応用物理専攻実験Bを修得していること)	4			線形代数A, B	2																
				力学A	1																	
				電磁気学A, B, C	3																	
				化学A, B	2																	
卒業研究D (履修条件:総修得単位数が95以上であること、応用物理専攻実験Aと応用物理専攻実験Bを修得していること)	4			応用理工学実験	3																	
				応用理工学実験	3																	
				専門英語1, 2, 3	3																	
単位合計		13	35~39	40	6~9	13	1~5	0	12~16	66	58	124										

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているもののうちから履修する。
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。

4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

主専攻分野	卒業に必要履修科目及び修得単位数											計		合計			
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目					関連科目					
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目		単位数		
電子・量子工学	基礎実験学	1	FF35で始まる授業科目	12~16	応用理工学概論	1	FF15で始まる授業科目	6~9	総合科目(フレン シュマン・セミナー、 学問への誘い)	2	総合科目(学士基 礎科目)	1	総合科目(学士基 礎科目)	12~16	58	66	124
	電子・量子工学専攻実験A	2	FF16, FF36で始まる授業科目	23~27	数学リテラシー1,2	2	体育	3	英語(選択・自由科 目)、第2外国語(初 修外国語)、国語、 芸術	0~4	-	-	-	-			
	電子・量子工学専攻実験B	2			微積分1,2,3	3	第1外国語(英語)	4	情報	4							
	(履修条件:別表第2の指定 科目の単位数を修得してい ること)				線形代数1,2,3 力学1,2,3 電磁気学1,2,3 化学1,2,3	3 3 3 3	体育	3	0~1								
卒業研究A	4	卒業研究B (履修条件:総修得単位数が 95以上であること、電子・量子 工学専攻実験Aと電子・量子 工学専攻実験Bを修得してい ること)	4	熱力学	2	体育	0~1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				解析学A, B, C 線形代数A, B 力学A 電磁気学A, B, C 化学A, B 応用理工物理学実験 応用理工化学実験 専門英語1, 2, 3	3 2 1 3 2 3 3												
単位合計			35~39	40			6~9	13	1~5	0	12~16	58	66	124			

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているもののうちから履修する。
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。
 4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

主専攻分野	卒業に必要履修科目及び修得単位数										合計						
	専門科目			基礎科目			関連科目										
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数							
物性工学	基礎実験学	1	FF45で始まる授業科目	12~16	応用理工学概論	1	FF15で始まる授業科目	6~9	総合科目(フレンツェマン・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1	12~16	66	58	124	
	物性工学専攻実験A	2			数学リテラシー1,2	2			体育	3	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	0~4	0~4				
	物性工学専攻実験B (履修条件：別表第2の指定科目の単位数を修得していること)	2			微積分1,2,3	3			第1外国語(英語)	4							
	卒業研究A	4			23~27	電磁気学1,2,3	3			情報	4						
		4				化学1,2,3	3			体育	0~1						
	卒業研究B (履修条件：総修得単位数が95以上であること、物性工学専攻実験Aと物性工学専攻実験Bを修得していること)	4			0~4	熱力学	2										
						解析学A, B, C	3										
						線形代数A, B	2										
						力学A	1										
						電磁気学A, B, C	3										
					化学A, B	2											
					応用理工物理学実験	3											
					応用理工化学実験	3											
					専門英語1, 2, 3	3											
単位合計		13		35~39		40		6~9		13		1~5	0	66	58	124	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開講しているもののうちから履修する。
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。
 4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

主専攻分野	卒業に必要履修科目及び修得単位数										計		合計						
	専門科目			専門基礎科目			共通科目				関連科目								
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数		選択科目	単位数				
物質・分子工学	基礎実験学	1	FF55で始まる授業科目	12~16	応用理工学概論	1	FF15で始まる授業科目	6~9	総合科目(フレンツェマン・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1	他学群または他学類が開設している科目(学類長が指定する科目を除く)	12~16	58	66	124		
	物質・分子工学専攻実験A	2	FF16, FF56で始まる授業科目	23~27	数学リテラシー1,2	2	体育	英語(選択・自由科目)、第2外国語(初修外国語)、国語、芸術	0~4	第1外国語(英語)情報	4	体育	0~1	0~4					
	物質・分子工学専攻実験B	2			微積分1,2,3	3												第1外国語(英語)	4
	(履修条件:別表第2の指定科目の単位数を修得していること)				線形代数1,2,3 力学1,2,3 電磁気学1,2,3 化学1,2,3	3 3 3 3													
卒業研究A	4	卒業研究B (履修条件:総修得単位数が95以上であること、物質・分子工学専攻実験Aと物質・分子工学専攻実験Bを修得していること)	4	熱力学	2	体育	0~1	0~1	0~1	0~1	0~1	0~4							
				解析学A, B, C 線形代数A, B 力学A 電磁気学A, B, C 化学A, B 応用理工物理学実験 応用理工化学実験 専門英語1, 2, 3	3 2 1 3 2 3 3														
単位合計		13	35~39	40	6~9	13	1~5	0	12~16	66	58	124							

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「情報」は、それぞれ当該授業科目として開設しているもののうちから履修する。
 3. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、学類長と相談の上、「第1外国語」を「日本語」とすることができる。
 4. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位は、専門科目又は専門基礎科目として修得すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 5. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、特別卒業研究及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。

(工学システム学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																								
コース	専門科目					専門基礎科目					基礎科目				計									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数		自由科目	単位数							
エネルギー・メカニクス主専攻	工学システム基礎実験A	2	FG11, FG41で始まる科目(設計・システム系)	1~49		数学リテラシー1	1				総合科目(7レクチャー・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1~3		6~15								
	工学システム基礎実験B	2				数学リテラシー2	1																	
	エネルギー・メカニクス専門実験	3				線形代数1	1									6~								
	エネルギー・メカニクス応用実験	3				線形代数2	1																	
	卒業研究A	4				線形代数3	1																	
	卒業研究B	4				微積分1	1									0~1								
	工学者のための倫理	1				微積分2	1																	
	専門英語A	1				微積分3	1																	
	専門英語B	1				力学1	1																	
	専門英語演習	1				力学2	1																	
数値計算法	3				力学3	1																		
					電磁気学1	1																		
					電磁気学2	1																		
					電磁気学3	1																		
					工学システム原論	1																		
					線形代数総論A	1																		
					線形代数総論B	2																		
					解析学総論	1																		
					常微分方程式	2																		
					力学総論	1																		
					電磁気学総論	1																		
					材料力学基礎	1																		
					熱力学基礎	1																		
					流体力学基礎	1																		
					複素解析	2																		
					プログラミング序論A	2																		
					プログラミング序論B	1																		
					単位合計	25				0		0	0	0	0	13	1~10	0	0	0	69	56	0	125

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各授業科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 卒業研究Aとして修得すべき単位数は卒業研究a、卒業研究Bとして修得すべき単位数は卒業研究b及び卒業研究Cとして修得すべき単位数を表す。
 5. 「卒業研究A・B・a・b」の履修条件は、「工学者のための倫理」を除く専門科目と専門基礎科目の必修科目のすべて、及び「第1外国語」と「情報」を含み、95単位以上修得していることとする。
 6. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語(英語)」の一部もしくはすべてを「日本語」とすることができる。
 7. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位数は、専門科目又は専門基礎科目として履修すべき授業科目及び修得単位として区分するものとする。
 8. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業(秋学期入学者を除く)に係る場合は、特別卒業研究A、特別卒業研究Bの履修により修得するものとする。
 9. FF2-FF5, GB2-GB4で始まる科目、およびFBA146~FBA149, FBA15, FBA16で始まる科目、GA15で始まる科目は基礎科目関連科目選択科目に含まれることではない。
 10. 学類長が指定する総合理工学学位プログラムの科目の履修をもって、本学類の対応する科目を履修したことを認定することができる。
 11. 工学システム概論を除く
 12. 学類長が指定する科目

(社会工学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			共通科目			関連科目			計												
	専門科目					専門基礎科目					共通科目			基礎科目			共通科目			関連科目			計									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数		
社会経済システム	卒業研究A	4	FH24, FH26, FH27 (演習を2単位以上含むこと)	16~			社会学演習	3	(共)数学リテラシー1			総合科目(フロンティア、学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1~3																	
	卒業研究B	4	FH32, FH33, FH34 FH46, FH47, FH48	8~			社会学英語	2	(共)数学リテラシー2			外国語(英語)	4	総合科目(学士基礎科目)	1~3																	
	(履修要件) 専門基礎科目の必修科目及び選択科目の修得単位数14単位以上を含み、総修得単位数が84単位以上であること。							プログラミング入門A	2	(共)線形代数1			情報	4	体育	0~4																
								プログラミング入門B	1	(共)線形代数2			体育	3	外国語	0~4																
										(共)線形代数3																						
										(共)微積分1																						
										(共)微積分2																						
										(共)微積分3																						
										(社工)統計学																						
										経済学の数理																						
									経済学の実証																							
									会計と経営																							
									社会と最適化																							
									都市計画入門																							
									都市数理																							
単位合計	8		52~77				8		11~16			13		1~7											29		95			124		

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は、科目番号指定表に基づき授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「芸術」、「芸術」、「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 5. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を日本語とすることができる。
 6. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び修得単位数は、専門科目又は専門基礎科目として履修すべき授業科目及び修得単位数として区分するものとする。
 7. この表に掲げる専門科目の「卒業研究A・B」として修得すべき単位数は、早期卒業に係る場合は、早期卒業研究(4単位)及び学類長が指定する科目の履修により修得するものとする。
 8. 編入学・転入学または転学(併)を許可された者に対して、他大学・他学群又は他学類において修得した単位のうち14単位を限度として、社会工学類が指定する授業科目を、専門科目の選択科目の履修とみなして単位認定をする。

Supplementary Table No. 1 (Bachelor's Program in Interdisciplinary Engineering)

Main Fields	Required Courses and Credits for Graduation												General Foundation Subjects and Specific Foundation Subjects			Subtotal						
	Major Subjects				Foundation Subjects for Major				(Common Foundation Subjects and Specific Foundation Subjects)				Required	Core	Electives	Required	Core	Electives	Total			
	Number of Credits	Core Electives	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core	Number of Credits	Required	Number of Credits	Required	Number of Credits	Core Electives	Number of Credits	Free	Number of Credits	Free	Number of Credits	Required	Core	Electives	Total	
Interdisciplinary Engineering	Engineering Ethics	1	Statistical Physics I	1	0	Linear Algebra I	3	0	0	Multidisciplinary Subjects I (inc. Freshman Seminar)	2	Multidisciplinary Subjects I (exc. Freshman Seminar), II	0 ~ 5	0	0	0	0					
	Introduction to Interdisciplinary Engineering I	1	Statistical Physics II	1	0	Linear Algebra II	3	0	0	Multidisciplinary Subjects II	5	Physical Education	0 ~ 1	0	0	0	0					
	Introduction to Interdisciplinary Engineering II	1	Statistical Physics III	1	0	Calculus I	4	0	0	Multidisciplinary Subjects III	1	Foreign Language (except those learnt as required course, and mother tongue)	0 ~ 7	0	0	0	0					
	Complex Analysis	3	Quantum Mechanics I	1	0	Calculus II	4	0	0	Foreign Language (Japanese, in principle, Information Literacy (lecture and practice))	4	Foreign Language required course, and mother tongue)	0 ~ 7	0	0	0	0					
	Applied Mathematics	3	Quantum Mechanics II	1	0	Probability and Statistics	2	0	0	Information Literacy (lecture and practice)	2	Internship I, II, & III	0 ~ 6	0	0	0	0					
	Modern Physics	3	Quantum Mechanics III	1	0	Mechanics I	2	0	0	Data Science (lecture and practice)	2	Subjects that are offered by other Schools or Colleges (except subjects offered in common with Multidisciplinary Subjects, and Physical Education, and subjects specified by the Dean)	0 ~ 8	0	0	0	0					
	System Modeling	2	Advanced Electromagnetism I	1	0	Mechanics II	2	0	0	Physical Education	3	Subjects that are offered by other Schools or Colleges (except subjects offered in common with Multidisciplinary Subjects, and Physical Education, and subjects specified by the Dean)	0 ~ 8	0	0	0	0					
	Electronic Circuits	2	Advanced Electromagnetism II	1	0	Electromagnetism I	3	0	0													
	Advanced Labs I	2	Advanced Electromagnetism III	1	0	Electromagnetism II	3	0	0													
	Advanced Labs II	2	Solid State Physics I	1	0	Thermodynamics I	2	0	0													
	Interdisciplinary Engineering PBL I	6	Solid State Physics II	1	0	Thermodynamics II	1	0	0													
	Interdisciplinary Engineering PBL II	6	Solid State Physics III	1	0	Electrical Circuit	2	0	0													
	Interdisciplinary Engineering PBL III	6	Control Systems I	2	0	Programming I	2	0	0													
	Interdisciplinary Engineering PBL IV	6	Control Systems II	2	0	Programming II	1	0	0													
		Fluid Dynamics I	3	0	Programming III	2	0	0														
		Polymer and Organic Chemistry I	1	0	Programming IV	1	0	0														
		Polymer and Organic Chemistry II	1	0	Fundamental Labs I	2	0	0														
		Chemistry I	1	0	Fundamental Labs II	2	0	0														
		Chemistry II	1	0			0	0														
		Chemistry III	1	0			0	0														
	Unit Total	44	12 ~ 20	0	41	0	0	0	19	0	8	0	8	0	8	0	104	20	0	124		

Notes:

- The table shows how the minimum number of credits are distributed over different categories. Enough credits must be accumulated to fulfill each and every number towards graduation.
- The credits of any course should not appear more than once in the above table.
- Courses for Multidisciplinary Subjects, Physical Education, Foreign Languages, Fine Arts, and Information Literacy, shall be those that are specifically designated as such.
- To engage in a series of PBL courses, the total number of credits earned should be at least 50, including the minimum of 34 from the Foundation Subjects for Major category, of which 4 credits must be that of Fundamental Labs I and II.
- The total number of credits for Core Electives should be at least 20, where the minimum of 9 credits should be taken from Group A in Major Subjects.

別表第2 (第4条第2項関係)

(応用理工学類)

主専攻分野	専門科目			主専攻分野の選択条件として履修すべき指定科目及び単位数			基礎科目			関連科目			計			
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	共通科目		必修科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	選択科目
							必修科目	単位数								
応用物理、電子・量子工学、物性工学、物質・分子工学				応用理工物理学実験	3			必修科目	2							
				応用理工化学実験	3		総合科目(フレッシユマン・セミナー、学問への勝負)									
				以下の科目のうちから24単位以上修得すること。	24		情報									
				応用理工学概論												
				数学リテラシー1,2												
				微積分1,2,3												
				線形代数1,2,3												
				力学1,2,3												
				電磁気学1,2,3												
				化学1,2,3												
				熱力学												
				解析学A, B, C												
				線形代数A, B												
				力学A												
				電磁気学A, B, C												
				化学A, B												

(注) この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。

(社会工学類)

主専攻分野の選択条件として履修すべき指定科目及び単位数																			
主専攻分野	専門科目					専門基礎科目					共通科目			基礎科目					
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
主専攻分野																			
	<p>総合科目 (フレッシュユマン・セミナー、学問への誘い) を含み24単位以上を修得していること。</p>																		

(6) 情報学群履修細則

- 〔平成19年4月1日〕
情報学群部局細則第3号
- 改正 平成20年情報学群部局細則第1号
 平成20年情報学群部局細則第2号
 平成22年情報学群部局細則第1号
 平成23年情報学群部局細則第1号
 平成24年情報学群部局細則第1号
 平成25年情報学群部局細則第1号
 平成25年情報学群部局細則第2号
 平成26年情報学群部局細則第1号
 平成26年情報学群部局細則第2号
 平成28年情報学群部局細則第1号
 平成28年情報学群部局細則第2号
 平成28年情報学群部局細則第3号
 平成29年情報学群部局細則第1号
 平成31年情報学群部局細則第1号
 令和2年情報学群部局細則第1号
 令和3年情報学群部局細則第1号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2第2項、第28条、第31条、第33条第1項、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、情報学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項の規定に基づき、情報学群では、知識と情報の記録、蓄積、共有、加工、利用といった諸活動にかかわる様々な情報技術やその原理となる科学を理解し、それらを使いこなす「21世紀の創造を担う人材」を養成する。また、科学的、技術的な側面だけでなく、人間の知的行動や社会的・文化的基盤についても十分な知見を身につけることを目指す。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
情 報 科 学 類	現代社会の原動力である情報を生成・伝達・変換・活用するための工学的な技術やその原理となる数理や自然科学を理解し、それを実社会における様々な問題に適用して解決する実践力を備え、グローバルな視点に立って情報技術の発展を主体的に担うことができる人材を養成する。
情報メディア創成学類	これからのネットワーク情報社会を発展させるために不可欠な基盤的技術分野や、Web・映像・音楽などの多種多様な情報をコンテンツとして扱い流通させる分野などにおいて、革新的技術や科学的理論を創造的に生み出すことができる技術者、研究者を養成する。

知識情報・図書館学類	知識や情報を活用する能力を育み、関連する社会制度と技術の専門教育を行う。これらの教育を通じて、知識資源の形成、加工、流通、利用の発展に寄与する専門家と人間、社会、技術にわたる総合的視野や問題解決能力を持った職業人を育成する。
------------	--

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
情 報 科 学 類	ソフトウェアサイエンス、情報システム、知能情報メディア
情報メディア創成学類	情報メディア創成
知識情報・図書館学類	知識科学、知識情報システム、情報資源経営

(履修方法)

第3条 学群学則第39条第1項の部局細則で定める情報学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。

(主専攻分野の選択条件)

第4条 学群長は、学生の主専攻分野について、学生の希望を勘案し、入学した年次終了時以降に選考を行い、学類教育会議及び学群運営委員会の議を経て決定する。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、編入学を許可された者の履修科目の登録の上限は、入学した年に限り55単位とする。これらの場合において、「教職に関する科目」は、この単位数に含めない。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単位数
情 報 科 学 類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上修得し、その60%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
情報メディア創成学類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上修得し、履修申請を行った全科目の単位数(ただし教職に関する科目は除く)の60%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
知識情報・図書館学類	(1) 前年度において卒業の要件として必要な単位を40単位以上修得し、その70%以上が「A+」又は「A」である者 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位

(成績の評価)

第6条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッ

シユマン・セミナー」及び「学問への誘い」とする。

2 学群のGPA制度における学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
情 報 科 学 類	基礎科目-関連科目
情報メディア創成学類	基礎科目-関連科目
知識情報・図書館学類	なし

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	基 準
情 報 科 学 類	2年次終了時において卒業の要件として必要な単位を85単位以上修得し、かつ、成績が上位10%以内にある者について、卒業の見込み等を総合的に勘案して判断する。	3年以上在学し、卒業要件として定められた所定単位を修得した者
情報メディア創成学類	2年次終了時において卒業の要件として必要な単位を85単位以上修得し、その90%以上が「A+」又は「A」である者について、卒業の見込み等を総合的に勘案して判断する。	3年以上在学し、卒業要件として定められた所定単位を修得すること。
知識情報・図書館学類	2年次終了時において以下の条件をすべて満たす者 (1) 卒業要件として必要な単位を85単位以上修得していること (2) 累積GPAが3.70以上であること (3) TOEFLの得点が79点以上(iBT)、もしくは550点以上(筑波大学で実施したTOEFL ITP)であること	卒業研究の内容が優秀であると認められた者

(雑則)

第8条 この部局細則に定めるもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20.1.16情報学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度入学者にあつては、この部局細則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平20.4.1情報学群部局細則2号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22. 2. 18 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23. 2. 17 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平24. 2. 15 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 1. 16 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25. 11. 13 情報学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平26. 1. 15 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平26. 12. 24 情報学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の筑波大学情報学群履修細則第2条の規定により、主専攻を情報経営・図書館とする者にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第2条の規定により、主専攻を情報資源経営とする者とする。

附 則（平28. 1. 27 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28. 6. 8 情報学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成28年6月8日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第6条第1項の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平28. 12. 6 情報学群部局細則3号）

- 1 この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平29. 12. 5 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平31. 1. 16 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令2. 1. 9 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学情報学群履修細則第6条第1項の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令3. 1. 7 情報学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に情報学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)
(情報科学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数															
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			関連科目			計			
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	選択科目	
ソフトウェアサイエンス ソフトウェアサイエンス実 験B (履修条件:注10)	3	18	科目番号がGB20, GB30, GB40で始まる科 目	線形代数A 線形代数B 微分積分A 微分積分B	2 2 2 2	確率論 統計学 数値計算法 論理と形式化	10	総合科目(ブレッ ンユマン・セミナー, 学問への誘い)	2	総合科目(学士基 盤科目)	1	E, F, G, Hで始ま る科目, 共通科目 及び教職に関する 科目」以外の科目	6	54	71	
	3 3	0	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA4で始まる科目 情報科学特別演習 情報特別演習 I 情報特別演習 II	情報数学A 専門英語基礎 プログラミング入門A プログラミング入門B コンピュータとプログラミング データ構造とアルゴリズム データ構造とアルゴリズム実 験 論理回路 論理回路演習	2 3 3 2 2 2	電磁気学 論理システム 論理システム演習 Computer Science in English A Computer Science in English B 科目番号がGB1で始まる 科目(ただし, 情報科学 特別演習, 情報特別演 習 I, 情報特別演習 II は除く)	2	体育 外国語(英語) 情報	2 4 4	体育 外国語 国語 芸術	0	E, F, GG, GE, Hで 始まる科目	0	0	0	
専門語学A 専門語学B	2 2	36			26		24		12		1			54	71	
単位合計	16	36			26		24		12		1			54	71	
																125

(情報科学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数													
主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			計			
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目				
情報システム	情報システム実験A	3	科目番号がGB20, GB30, GB40で始まる科目	線形代数A	2	総合科目(学士基盤科目)	総合科目(フレッツ・シユマン・セミナー、学問への誘い)	2	E, F, G, Hで始まる科目, 共通科目及び教職に関する科目以外の科目	6~	71		
	情報システム実験B (履修条件:注10)	3		線形代数B	2		2	2					
				微分積分A	2		2	2					
				微分積分B	2		2	2					
	卒業研究A	3	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA4で始まる科目	情報数学A	2	体育	体育	2	E, F, GC, GE, Hで始まる科目	0~4			
	卒業研究B (履修条件:注12)	3		専門英語基礎	1		4	外国語				4	
			情報科学特別演習	プログラミング入門A	2	外国語	外国語	4					
				プログラミング入門B	1		4	芸術				4	
	専門語学A	2		Computer Science in English A	3	2~							
	専門語学B	2		データ構造とアルゴリズム	3							Computer Science in English B	2
		データ構造とアルゴリズム実験		2									
		論理回路		2									
		科目番号がGB1で始まる科目(ただし, 情報科学特別演習I, 情報特別演習II, 情報特別演習IIIは除く)	論理回路演習	2	0~								
			科目番号がGAIで始まる科目	8~									
単位合計		16		26	24	12		1~5	0	6~10	54	71	125

(情報科学類)

専攻分野		専門基礎科目				専門基礎科目				基礎科目				計		
必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	合計	
知能情報メディア実験A	3	科目番号がGB20, GB30, GB40で始まる科目	18~	線形代数A	2	確率論	10~	総合科目(フレッシュ・セミナー、学問への誘い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1~	-	-	E, F, G, Hで始まる科目, 共通科目及び教職に関する科目以外の科目	71	
知能情報メディア実験B (履修条件:注10)	3			線形代数B	2	統計学										
				微分積分A	2	数値計算法										
				微分積分B	2	論理と形式化										
卒業研究A	3	科目番号がGB2, GB3, GB4, GA4で始まる科目	0~18	情報数学A	2	電磁気学		体育	2	体育	0~4			E, F, GC, GE, Hで始まる科目		
卒業研究B (履修条件:注13)	3	情報科学特別演習		専門英語基礎	1	論理システム		外国語(英語)	4	外国語						
		情報科学特別演習 I		プログラミング入門A	2	論理システム演習		情報	4	国語						
		情報科学特別演習 II		プログラミング入門B	1					芸術						
専門語学A	2			コンピュータとプログラミング	3	Computer Science in English A	2~									
専門語学B	2			データ構造とアルゴリズム	3	Computer Science in English B										
				データ構造とアルゴリズム実験	2											
				論理回路	2											
				論理回路演習	2	科目番号がGB1で始まる科目(ただし、情報科学特別演習 I, 情報特別演習 II は除く)	0~									
						科目番号がGAIで始まる科目	8~									
単位合計	16		36		26		24		12		1~5	0	6~10	54	71	125

- (注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、複数の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の複数の授業科目とすることはできない。
 3. 科目欄に掲げる記号及び番号は、当該記号及び番号で始まる科目番号をもつ授業科目のグループを表す。
 4. この表の専門科目及び専門基礎科目の必修・選択科目は、すべてGA又はGBで始まる科目番号をもつ授業科目のことである。
 5. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」、「芸術」、「芸術」、「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 6. 他学群又は他学類が開設する授業科目のうち、相当な部分に当該学類の授業科目と内容の重複が認められる授業科目については、学類長は当該授業科目の一部又は全部をこの表に掲げる単位として認めないことがある。
 7. GBで始まる科目番号とそれ以外の科目番号を持つ科目は、GBで始まる科目番号の科目として履修すること。
 8. 留学生及び外国において中等教育を受けた学生は、「外国語」を「日本語」とすることができ、協定の内容に従って履修すること。
 9. 単位互換協定に基づき、他大学において履修した授業科目及び履修単位数は、協定の内容に従って履修すること。ただし、3年次編入学生は、この条件を満たさなくても卒業に必要な履修科目の中から合計44単位以上取得していること。ただし、3年次編入学生は、この条件を満たさなくても履修を認める。

11. 「論理回路演習」、「ソフトウェアサイエンス実験A・B」を修得し、かつ、それらを含めて卒業に必要な履修科目の中から合計100単位以上(卒業に必要な単位のうち未修得単位数が25単位以下)修得していること。
 12. 「論理回路演習」、「情報システム実験A・B」を修得し、かつ、それらを含めて卒業に必要な履修科目の中から合計100単位以上(卒業に必要な単位のうち未修得単位数が25単位以下)修得していること。
 13. 「論理回路演習」、「知能情報メディア実験A・B」を修得し、かつ、それらを含めて卒業に必要な履修科目の中から合計100単位以上(卒業に必要な単位のうち未修得単位数が25単位以下)修得していること。
 14. 早期卒業に関わる者及び学類長が認めた3年次編入学生は、「卒業研究A・B」として修得すべき単位を「特別卒業研究A・B」の履修により修得することができる。
 15. 総合学域群から移行した学生は、理工学群開設の「線形代数1」と「線形代数2」の単位修得をもって「線形代数A」の単位を修得したものとみなすことができる。同じく、理工学群開設の「微積分1」と「微積分2」の単位修得をもって、「微積分A」の単位を修得したものとみなすことができる。また、理工学群社会工学類開設の「プログラミング入門A」と「プログラミング入門B」は、それぞれその科目の単位修得をもって専門基礎科目・必修科目の同名科目の単位を修得したものとみなすことができる。

(知識情報・図書館学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			関連科目			計												
	専門科目					専門基礎科目					共通科目			基礎科目			関連科目			計									
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
情報資源経営	卒業研究	6	GE 8 (情報資源経営実習を資源経営実習を除く)	16	—	知識情報概論	1	GA 1 (必修科目に指定した科目を除く)	32	—	総合科目 (フレッシュマン・セミナー、学問への誘い)	2	—	—	1	総合科目 (学生基礎科目)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	専門英語B	1	—	—	—	アカデミックスキルズ	1	—	—	—	情報 (情報学群または社会工学類開設)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	専門英語C	1	—	—	—	プログラミング入門A	2	GE 2	—	—	情報	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	情報資源経営実習A	1	GA 4	8	—	プログラミング入門B	1	GE 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	情報資源経営実習B	1	GE 4	—	—	情報学群または社会工学類開設)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			GE 6	—	—	情報数学A	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			GE 7	—	—	統計	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			(GE 8と共通開設の科目を除く)	—	—	哲学	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			専門英語A 1	—	—	専門英語A 1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			専門英語A 2	—	—	専門英語A 2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		知識情報演習 I	—	—	知識情報演習 I	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		知識情報演習 II	—	—	知識情報演習 II	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		知識情報演習 III	—	—	知識情報演習 III	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	単位合計	10	—	24~44	0	19	32~52	0	12	1~21	0	0	0	0	6~26	0	41	83	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の教値を表す。

2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。

3. 各科目欄に掲げる記号及び番号は授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。

4. 「総合科目」、「情報」、「体育」、「外国語」、「国語」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから、「基礎科目 (共通科目) の履修方法」に従って履修する。

5. 知識情報・図書館学類が教育上有益と認める場合は、この表の規定にかかわらず、必修科目の外国語 (英語) に代えて初修外国語または日本語、選択科目の外国語として日本語の選択を認めることがある。

6. 「GA、GB、GC、GE、共通科目、及び教職に関する科目以外」に該当する科目番号で履修しても、同一科目がGA、GB、GC、GE、共通科目、教職に関する科目として開設されている場合は、それをGA、GB、GC、GE、共通科目、教職に関する科目として修得した単位とみなす。

7. 卒業研究の履修に当たっては、卒業に必要な履修科目の中から合計90単位以上修得している (卒業に必要な未修得単位が34単位以下となっている) こととする。

8. 総合学域群から移行した学生は理工学群開設の「線形代数1」、「線形代数2」、「微積分1」、「微積分2」を専門基礎科目選択科目とみなす。

(7) 医学群履修細則

〔平成19年12月26日〕
医学群部局細則第1号

改正 平成20年医学群部局細則第1号
平成20年医学群部局細則第2号
平成20年医学群部局細則第3号
平成22年医学群部局細則第1号
平成23年医学群部局細則第1号
平成24年医学群部局細則第1号
平成25年医学群部局細則第1号
平成25年医学群部局細則第2号
平成26年医学群部局細則第1号
平成27年医学群部局細則第1号
平成28年医学群部局細則第1号
平成28年医学群部局細則第2号
平成29年医学群部局細則第1号
平成30年医学群部局細則第1号
平成30年医学群部局細則第2号
平成31年医学群部局細則第1号
令和2年 医学群部局細則第1号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第25条の2、第28条、第31条、第35条第3項及び第39条の規定に基づき、医学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 医学群では、よき医療者、すなわち優れた医療技術のみならず、しっかりしたコミュニケーション能力に裏打ちされた全人的対応のできるグローバルスタンダードに則った医療人、さらには医学、看護学、医療科学の分野における世界レベルの研究者を養成することを目的とする。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材養成目的
医 学 類	基本的な臨床能力と問題解決能力を備え、良好なコミュニケーションを通して、患者の立場を配慮した医療の行える人間性豊かな良医を養成するとともに、将来優れた臨床医、医学研究者、行政官として医療保健福祉の様々な分野で広く社会に貢献する人材を養成する。
看 護 学 類	広い教養と深い人間理解を基盤に、人々のニーズに合った質の高い看護を提供し、保健・医療・福祉チームの一員として協働できる優れた看護職を育成するとともに、保健医療分野における行政官、国際的な視野に立った看護職など、広く社会に貢献する人材を養成する。
医 療 科 学 類	医学・医療の様々な分野で活躍するために必要な医科学の基本的な知識、技能を修得し、医療人としての使命感と責任感を身につけ、将来、医療の向上と発展に貢献する医科学領域の研究・教育を推進する人材、また、診断や治療に必要な新たな技術の開発とその実践に関わって高度専門医療を担う人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
医 学 類	医学、新医学
看 護 学 類	看護学、ヘルスケア
医 療 科 学 類	医療科学、国際医療科学

(履修方法)

第3条 医学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修科目等の指定)

第4条 専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修すべき授業科目及び単位数は、別表第2(看護学類及び医療科学類を除く。)のとおりとする。

(成績の評価)

第5条 学群学則第35条第3項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「学問への誘い」、「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」及び「医療科学キャリアセミナー」とする。

2 学群のGPA制度における学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
医 学 類	基礎科目－関連科目－選択科目のうち、他学群、他学類開講の専門科目及び専門基礎科目
看 護 学 類	なし
医 療 科 学 類	なし

(雑則)

第6条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20.4.1医学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平20.10.15医学群部局細則2号)

この部局細則は、平成20年10月15日から施行し、改正後の医学群履修細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20.10.24医学群部局細則3号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22.3.8医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平23.2.15医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平24.2.8医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25.2.15医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平25.9.24医学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平26.2.20医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成26年2月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度以前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平27.1.9医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28.1.13医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平28.9.26医学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平29.2.23医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平30. 1. 24医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平30. 10. 20医学群部局細則2号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平31. 3. 31医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令2. 12. 24医学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に医学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)
(医学類)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目			関連科目				計							
	専門科目			専門基礎科目			共通科目				基礎科目			関連科目				計							
	単位数	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	自由科目		
新医学	医学統計学	1	-	-	Clinical Communication in English I	1	力学1 電磁気学I 生物学I	-	総合科目 (フレックスマン・ゼミナ、学問への誘い)	2	総合科目 (学士基礎科目)	1	-	-	-	医学類が開設する科目 (ただし専門科目、専門基礎科目で指定する科目を除く)	-	-	186	13	0	199	0	0	
	医療・福祉現場でのふれあい等	2	-	-	Clinical Communication in English II	1	化学2 ※医科生化学	5	体育	2						科目番号が FA,FB,FC,FE,FF,FG,G A,GB,GC,EBで始まる科目 (ただし医学類が専門基礎科目で指定する科目を除く)									
	医療概論 I	2	-	-	TOEFL演習	1			第1外国語(英語)	4															
	※医療概論 I-B	2	-	-					情報	4															
	医学の基礎	11	-	-					国語	1															
	※医学の基礎B	9	-	-																					
	※医科分子生物学	2	-	-																					
	機能・構造と病態 I	27	-	-																					
	医療概論 II	2	-	-																					
	機能・構造と病態 II	37	-	-																					
	医療概論 III	3	-	-																					
	クリアルカル・クラークシップ準備学習	18	-	-																					
	社会医学実習	2	-	-																					
	M4クリアルカル・クラークシップ(Phase IA)	11	-	-																					
医療概論 IV	2	-	-																						
M5クリアルカル・クラークシップ(Phase IB, IIA)	22	-	-																						
研究室実習	15	-	-																						
医療概論 V	2	-	-																						
医学総括	10	-	-																						
English Medical Terminology I	1	-	-																						
English Medical Terminology II	2	-	-																						
単位数合計	170	0	0	0	3	5	0	13	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	186	13	0	199	0		

(注)1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」及び「国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものから履修する。
 ※総合学域群からの移行者対象
 ※総合学域群からの移行者は、医学の基礎B及び医科分子生物学の単位を医学基礎の単位に読み替え、医科生化学の単位を生物学 I 及び生物学 II に読み替える。詳細は、別表第2参照。

(医学類 第2年次編入学者)

主専攻分野		卒業に必要な履修科目及び修得単位数																						
		専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目				計						
		必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	
新医学	医学の基礎B	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	機能・構造と病態 I	27	—	—	—	Clinical Communication in English I	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療概論 II	2	—	—	—	Clinical Communication in English II	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	機能・構造と病態 II	37	—	—	—	TOEFL演習	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療概論 III	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	クリニカル・クラークシップ準備学習	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	社会医学実習	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療概論 IV	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	研究室実習	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療概論 V	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医学総括	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
English Medical Terminology I	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
English Medical Terminology II	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
単位合計	163	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計																								

(注) 卒業に必要な単位数 199単位のうち、残り 32単位については、入学時に単位認定する。

主専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数										基礎科目				共通科目				関連科目				計							
	専門基礎科目										専門基礎科目				共通科目				関連科目				計							
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目	単位数
看護学	基礎看護学概論	1					人間関係論	1	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2	総合科目 (フレックスタイム) 1学期への 講義(英語)	2
	基本看護技術	1					心の健康と相談活動	1																						
	基本看護技術演習	3					行動科学	1																						
	フィンガリアルセサメント	2					看護専門英語	2																						
	看護学方法論	1					コミュニケーション・メンタルヘルスマネジメント論	1																						
	看護生命倫理	1					人体機能学	2																						
	看護技術実習	1					人体構造学	2																						
	看護過程実習	2					人体発達学	1																						
	公衆衛生看護学概論	2					人体の代謝と栄養	1																						
	地域看護学分野	1					臨床薬理学	1																						
臨床看護学分野	臨床看護学概論	1					遺伝と健康	1																						
	疾病の成り立ちと回復促進	2					微生物学	2																						
	臨床看護学方法論	2					医学史	1																						
	臨床看護学実習(クリティカルケア)	2					医療生命科学とテクノロジ	1																						
	臨床看護学実習(セルフケア)	2					生涯発達と家族支援	2																						
	精神看護学分野	1					保健統計学	2																						
	精神看護学概論	1					保健医療福祉行政論 I	1																						
	精神看護学方法論	2					保健医療福祉行政論 II	1																						
	高齢者看護学分野	1					疫学	2																						
	高齢者看護学概論	1					疫学理解	1																						
高年齢看護学方法論	2					国際保健学	1																							
高年齢看護学実習	2					日本国憲法(全学群対象)	2																							
在宅看護学分野	ウィメンズヘルス看護学概論	1					生活支援科学	2																						
	母性看護学方法論	2					生活支援科学	2																						
	母性看護学実習	2					生活支援科学	2																						
	母性看護学概論	1					生活支援科学	2																						
	小児・発達看護学概論	1					生活支援科学	2																						
	小児・発達看護学方法論	1					生活支援科学	2																						
	小児・発達看護学実習	1					生活支援科学	2																						
	小児・発達看護学実習(保育所・施設ふれあい実習)	1					生活支援科学	2																						
	小児・発達看護学実習(病院実習)	1					生活支援科学	2																						
	在宅看護学概論	1					生活支援科学	2																						
在宅看護学方法論	2					生活支援科学	2																							
在宅看護学実習	2					生活支援科学	2																							
ヘルスプロモーションと看護	1					生活支援科学	2																							
家庭病理とメンタルヘルス	1					生活支援科学	2																							
看護マネジメント	1					生活支援科学	2																							
災害看護学	1					生活支援科学	2																							
国際看護学	1					生活支援科学	2																							
応用看護学演習 I (RSE)	1					生活支援科学	2																							
応用看護学演習 II (IBT)	1					生活支援科学	2																							
研究学概論	2					生活支援科学	2																							
看護学探究概説	2					生活支援科学	2																							
看護学探究演習	6					生活支援科学	2																							
ヘルスプロモーション実習 I	2					生活支援科学	2																							
ヘルスプロモーション実習 II	2					生活支援科学	2																							
医療チーム連携演習	1					生活支援科学	2																							
応用看護学実習	2					生活支援科学	2																							
単位合計							29																							
合計							72																							
							0																							
							0																							
							1																							
							13																							
							2																							
							6																							
							0																							
							116																							
							8																							
							0																							
							124																							

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 「総合科目」、「外国語」、「体育」、「情報」、「国際」は、それぞれ当該履修科目として開設しているものから履修する。
 3. 実習科目の履修は、履修段階を積み重ねていくこととする。
 4. 各領域の実習科目を履修するには、原則として、各領域に関連するすべての講義科目の単位を修得していることとする。
 5. 応用看護学実習を履修するには、原則として、すべての必修実習科目の単位を修得していることとする。

主専攻分野	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			共通科目			科目			合計					
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目						
国際医療科学	健康医学プログラムワーク	1	遺伝子検査学	55	先導医学の基礎	1	人体の構造と機能分野	1	細胞システム学	27	総合科目(フレン・セミナー、学問への懸い)	2	総合科目(学士基礎科目)	1	科学実験の基礎	1	必修科目	35.0	選択科目	89	124.0
	医学専門語学	6	凝固・線溶学		先端医学の基礎		人体の構造と機能分野		イメージング総論		総合科目(フレン・セミナー、学問への懸い)		総合科目(学士基礎科目)		医療科学キャリアセミナー						
	医療科学特論I	1	ためになる血液学				人体の構造と機能分野		人体構造学		体育		総合科目(学士基礎科目)								
	医療科学特論II	1	血管生物学のトピックス				人体の構造と機能分野		人体構造学実習		第1外国語(日本語)		総合科目(学士基礎科目)								
	医学概論	2	病原微生物学				人体の構造と機能分野		人体機能学実習		情報		総合科目(学士基礎科目)								
	卒業研究	8	衛生化学概論				人体の構造と機能分野		医科生化学				総合科目(学士基礎科目)								
			免疫検査学				人体の構造と機能分野		生化学実習				総合科目(学士基礎科目)								
			医学検査学				人体の構造と機能分野		医科分子生物学				総合科目(学士基礎科目)								
			医学検査学実習				人体の構造と機能分野		医学史				総合科目(学士基礎科目)								
			先端医療科学				人体の構造と機能分野		医療・生命科学とテクノロジー				総合科目(学士基礎科目)								
			神経科学特論				人体の構造と機能分野		微生物学				総合科目(学士基礎科目)								
			生理組織学				人体の構造と機能分野		微生物学実習				総合科目(学士基礎科目)								
			血液検査学				人体の構造と機能分野		保健衛生論				総合科目(学士基礎科目)								
			巨細胞・動物実験法				人体の構造と機能分野		医療法規				総合科目(学士基礎科目)								
			細胞・薬工学				人体の構造と機能分野		計量生物学				総合科目(学士基礎科目)								
			薬工学				人体の構造と機能分野		医用工学				総合科目(学士基礎科目)								
			人工臓器学				人体の構造と機能分野		医用工学実習				総合科目(学士基礎科目)								
			検査情報管理学				人体の構造と機能分野		電磁気学I				総合科目(学士基礎科目)								
			画像検査学				人体の構造と機能分野		医療情報管理学				総合科目(学士基礎科目)								
			病理検査学				人体の構造と機能分野		生命倫理学				総合科目(学士基礎科目)								
			細胞検査学				人体の構造と機能分野		医療経済学				総合科目(学士基礎科目)								
			臨床実習				人体の構造と機能分野		キャリアデザイン研修				総合科目(学士基礎科目)								
			ケア・コホケラム				人体の構造と機能分野		英英英語(TOPEL対策)				総合科目(学士基礎科目)								
			医学検査学フロンティア				人体の構造と機能分野		国際生命医学研究 I				総合科目(学士基礎科目)								
			臨床薬理学実習				人体の構造と機能分野		国際生命医学研究 II				総合科目(学士基礎科目)								
			病原微生物学実習I				人体の構造と機能分野		国際生命医学研究 III				総合科目(学士基礎科目)								
			病原微生物学実習II				人体の構造と機能分野		国際パートナーシップ研修(自由科目I(単位取得))				総合科目(学士基礎科目)								
			輸血学実習				人体の構造と機能分野		国際生命医学研究 I				総合科目(学士基礎科目)								
			生理機能検査学実習				人体の構造と機能分野		国際生命医学研究 II				総合科目(学士基礎科目)								
			免疫検査学実習				人体の構造と機能分野		国際生命医学研究 III				総合科目(学士基礎科目)								
			血液検査学実習				人体の構造と機能分野		基礎医学総論				総合科目(学士基礎科目)								
			生化学成分検査学実習				人体の構造と機能分野		その他学類長の指定する科目				総合科目(学士基礎科目)								
			血液検査学実習				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			生化学成分検査学実習				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			病原組織学実習				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			凝固・線溶学実習				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			遺伝子検査学実習				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			医療安全管理学				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			遺伝子検査学実習				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			医療安全管理学				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			多職種連携医療学概論				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
			医療科学概論				人体の構造と機能分野						総合科目(学士基礎科目)								
単位合計		20		55	1			1		27	12	1		2	6	35.0	89	124.0			

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最小の単位数を表す。
2. 「総合科目」、「体育」、「外国語」は、それぞれ当該履修科目として開設しているものうちから履修する。
3. 「第1外国語(日本語)」は原則として日本語とする。

別表第2 (第4条関係)
(医学類)

専 門 科 目	左欄の専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修しなければならない授業科目及び修得単位数			
	区分	授業科目	修得単位数	
機能・構造と病態 I 医療概論 II	専門科目	医学統計学	1	
		医療・福祉現場でのふれあい等	2	
		医療概論 I	2	
		医学の基礎	11	
	専門基礎科目	力学 1 電磁気学 1 生物学 I 生物学 II 化学 2 化学 3	5	
		※受入要件 科目	医科生化学	2
			医科分子生物学	2
	機能・構造と病態 II 医療概論 III	専門科目	機能・構造と病態 I	27
			※医学の基礎 B	9
			※医学統計学	1
※医療福祉現場でのふれあい等			2	
※医療概論 I-B			2	
医療概論 II			2	
クリニカル・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA) 医療概論 IV	専門科目	機能・構造と病態 II	37	
		医療概論 III	3	
		English Medical Terminology I English Medical Terminology II	1 2	
	基礎専門科目	Clinical Communication in English I Clinical Communication in English II TOEFL 演習	1 1 1	
		基礎科目 共通科目	総合科目	3
	体育		2	
	第 1 外国語 (英語)		4	
	情報		4	
	国語 I		1	
	科目連	(別表1で指定している科目)	7	
	M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	専門科目	クリニカル・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	18 2 11
医療概論 IV			2	
専門科目			M6クリニカル・クラークシップ (Phase IIB) M6アドヴァンスト・エレクティヴズ (医学専攻) 研究室実習 (新医学専攻) 医療概論 V 医学総括	22

※総合学域群からの移行者対象

(医学類 第2年次編入学者)

専 門 科 目	左欄の専門科目を履修するための条件としてあらかじめ履修しなければならない授業科目及び修得単位数		
	区分	授業科目	修得単位数
機能・構造と病態Ⅱ 医療概論Ⅲ	専門科目	医学の基礎 B	9
		機能・構造と病態Ⅰ	27
		医療概論Ⅱ	2
クリニカル・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA) 医療概論Ⅳ	専門科目	機能・構造と病態Ⅱ	37
		医療概論Ⅲ	3
		English Medical TerminologyⅠ English Medical TerminologyⅡ	1 2
	基礎専門科目	Clinical Communication in EnglishⅠ Clinical Communication in EnglishⅡ TOEFL 演習	1 1 1
		科基礎 科共通	総合科目 (学問への誘い)
M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	専門科目	クリニカル・クラークシップ準備学習 社会医学実習 M4クリニカル・クラークシップ (Phase IA)	18 2 11
		医療概論Ⅳ	2
M6クリニカル・クラークシップ (Phase IIB) M6アドヴァンスト・エレクティヴズ (医学専攻) 研究室実習 (新医学専攻) 医療概論Ⅴ 医学総括	専門科目	M5クリニカル・クラークシップ (Phase IB, IIA)	22

(医学類 総合学域群からの移行者)

読み替え科目	単位数	右欄の科目を修得することにより、左欄の科目に読み替える	
		必修科目	単位数
医学の基礎	11	医学の基礎 B	9
		医科分子生物学	2
生物学Ⅰ	1	医科生化学	2
生物学Ⅱ	1		

(8) 体育専門学群履修細則

〔平成16年6月16日〕
体育専門学群部局細則第2号

改正 平成17年体育専門学群部局細則第1号
平成18年体育専門学群部局細則第1号
平成18年体育専門学群部局細則第3号
平成19年体育専門学群部局細則第1号
平成22年体育専門学群部局細則第1号
平成23年体育専門学群部局細則第1号
平成23年体育専門学群部局細則第3号
平成25年体育専門学群部局細則第1号
平成26年体育専門学群部局細則第1号
平成26年体育専門学群部局細則第2号
平成27年体育専門学群部局細則第1号
平成28年体育専門学群部局細則第1号
令和元年体育専門学群部局細則第1号

体育専門学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、体育専門学群における人材育成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 体育専門学群は、優れた運動技能と幅広い運動経験を基盤に、体育・スポーツ及び健康に関する総合的な知識と最新の科学的知見を活かしながら、組織を適確にマネジメントして諸々の問題解決を図ることのできる知・徳・体を具備した体育・スポーツ界のリーダーを養成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 群	主 専 攻 分 野
体 育 専 門 学 群	体育学

(修得単位数等)

第3条 体育専門学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。この場合において、

「共通科目・体育」の単位については、「専門基礎科目」の「実技理論・実習」の履修により修得した単位をもって充てるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、教職に関する科目、休業期間中に行われる集中講義及び当該年度の途中で開講が決定された授業科目を除く。

2 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 群	要 件	単位数
体育専門学群	2年次以上で、専門に関する科目の修得単位数の80パーセント以上が「A+」及び「A」の成績である者。ただし、卒業要件科目を40単位以上取得していること。	55単位

(成績の評価)

第5条 学群学則第35条第3項に規定する合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「卒業研究」及び「学問への誘い」とする。

(早期卒業)

第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の申請に関する条件等（以下「対象者」という。）及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 群	対 象 者	卒業判定基準
体育専門学群	次の基準を満たしている者 2年次終了時まで、卒業の要件として数えられる単位数(各年次に指定された必修科目をすべて含む。)を85単位以上修得し、その90%以上が「A」または「A+」の成績である者。また3年次春学期から卒業研究を履修して、3年次終了時まで卒業要件を満たすことが見込める者で、指導教員の推薦がある者。	学群の卒業要件を満たしていること。

(雑則)

第7条 この部局細則に規定するもののほか、卒業研究の選択及び提出時期その他体育専門学群における授業科目の履修に関し必要な事項は、体育専門学群教育会議の議を経て、学群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

- 1 この部局細則は、平成16年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平17.9.28体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平18.1.25体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平18.9.27体育専門学群部局細則3号）

- 1 この部局細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平19.11.21体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平22.1.20体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.1.19体育専門学群部局細則1号）

- 1 この部局細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。ただし、第7条にあつては、平成20年度入学者から適用する。

附 則（平23.9.21体育専門学群部局細則3号）

この部局細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25.3.8体育専門学群部局細則1号）

この部局細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平 26. 6. 18 体育専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 26 年 6 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 別表第 1 の自由科目（特設）を関連科目の自由科目とする内容については、平成 26 年 4 月 1 日現在の在籍者から適用する。

附 則（平 26. 12. 3 体育専門学群部局細則 2 号）

この部局細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 12. 2 体育専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 28. 3. 4 体育専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令元. 10. 16 体育専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)
(体育専門学群)

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												合計																			
	専門科目			専門基礎科目			基礎科目			関連科目																						
	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目	必修科目	単位数	選択科目		必修科目	単位数	選択科目	自由科目															
主専攻分野	専門語学B (卒業研究領域別)	2	分野別専門科目 (科目番号がW15で始まる科目)	10	専門語学A	1	体育・スポーツ学領域科目 (科目番号がW87で始まる科目)	10	フレッシュマンセミナー	1	総合科目 (フレッシュマンセミナー、「学問へのいざない」を除く)	1~3	フレッシュマンセミナー	1	総合科目	1	他学群の開設科目	12~20	-	-	124											
	卒業研究	6	キャリア支援科目 (科目番号がW16で始まる科目)	7	専門基礎共通演習	1	コーチング学領域科目 (科目番号がW88で始まる科目)	4	総合科目	1	字問へのいざない	1	芸術	0~3	第1外国語(英語)	4	情報	4	第2外国語(初修外国語)	0~4	自由科目(特設) *注5	0~5	教育実習	0~5	博物館に関する科目	0~5	自由科目	-	-	33	91	124
体育	保健体育科(体力づくり運動)指導法	1	卒業研究領域科目 (科目番号がW18で始まる科目)	6	体育科学シンポジウム	1	健康体力学領域科目 (科目番号がW89で始まる科目)	10	体育・スポーツ専門英語基礎演習	1	実投理論・実習(A群からG群まで各群から1単位ずつ履修すること。)	7	臨海実習	1	体育専門学群で開設する専門基礎科目	0~8	テーピング・マツサージ	1														
学	種目別コーチング演習Ⅰ~Ⅱ	3	体育専門学群で開設する専門科目	5~20																												
	スポーツキャリア形成Ⅰ~Ⅲ	3																														
	単位合計	15		28~43			6	31~39				12	1~10																			

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 「総合科目」、「第1外国語」及び「第2外国語」は、それぞれ当該授業科目として開設しているものうちから履修する。
 4. 外国人留学生又は外国において中等教育を受けた学生は、「第1外国語」の(英語)を(日本語)に替えることができる。
 5. 自由科目(特設)については、4単位を上限として卒業に必要な単位として含めることができる。

(9) 芸術専門学群履修細則

平成16年6月16日
芸術専門学群部局細則第2号

改正 平成18年芸術専門学群部局細則第1号
平成19年芸術専門学群部局細則第1号
平成21年芸術専門学群部局細則第1号
平成22年芸術専門学群部局細則第1号
平成23年芸術専門学群部局細則第1号
平成23年芸術専門学群部局細則第3号
平成24年芸術専門学群部局細則第1号
平成25年芸術専門学群部局細則第1号
平成27年芸術専門学群部局細則第1号
平成28年芸術専門学群部局細則第1号
平成28年芸術専門学群部局細則第2号
平成31年芸術専門学群部局細則第1号
令和2年芸術専門学群部局細則第1号

芸術専門学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第33条、第35条第2項、第39条第1項及び第40条の規定に基づき、芸術専門学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 芸術専門学群は、学際的・国際的な視野と確かな学力を持ち、かつ柔軟な発想力と豊かな表現力を備え、創造的活力に満ちた美術及びデザインの専門家を養成することを目的とする。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条の部局細則で定める主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 群	主 専 攻 分 野
芸術専門学群	芸術学、日本芸術

(履修方法)

第3条 芸術専門学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目の登録の上限は、45単位（「教職

に関する科目」及び「博物館に関する科目」を除く。)とする。

- 2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 群	要 件	単位数
芸術専門学群	(1) 前年度までの総履修科目の90パーセント以上が「A+」 又は「A」であること。 (2) 学群長が特別な事情があると認めた者	50単位

(成績の評価)

第5条 学群学則第35条第2項の部局細則で定める合格及び不合格の評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「学問への誘い」、「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」、「学外演習」、「インターンシップ」、「領域研究Ⅰ、Ⅱ」、及び「彫塑特別実習」とする。

(早期卒業)

第6条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び基準は、次の表のとおりとする。

学 群	対 象 者	基 準
芸術専門学群	次の基準を満たしている者 2年次終了時までの総履修科目の 90パーセント以上が「A+」又は「A」 であること。	(1) 学群の卒業要件を満たしている こと。 (2) 卒業研究の内容が優秀と認めら れること。

(雑則)

第7条 この部局細則に定めるもののほか、卒業研究の選択及び提出時期その他芸術専門学群における授業科目の履修に関し必要な事項は、専門学群教育会議の議を経て、学群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

- 1 この部局細則は、平成16年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平18. 1. 18芸術専門学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平19. 12. 12芸術専門学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 1. 1. 2 1 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 2. 1. 2 0 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び早期卒業の基準にあつては、改正後の第 5 条、第 8 条及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平 2 3. 1. 1 9 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3. 9. 2 1 芸術専門学群部局細則 3 号）

この部局細則は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4. 1. 2 5 芸術専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5. 2. 2 0 芸術専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7. 1. 2 1 芸術専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 8. 1. 2 0 芸術専門学群部局細則 1 号）

この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 8. 6. 1 5 芸術専門学群部局細則 2 号）

この部局細則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 3 1. 1. 1 6 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 1. 9. 1 8 芸術専門学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

(10) 総合学域群履修細則

〔令和2年10月23日〕
総合学域群部局細則第4号

総合学域群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の3第3項、第33条及び第35条第3項の規定に基づき、総合学域群における教育上の目的、授業科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育上の目的)

第2条 総合学域群は、文系又は理系の区分のみを定めて行う入学者の選抜による入学者の移行までにおける修学支援を通じて、学生が幅広い学問分野から専門分野を選択することに資するとともに、キャリアを主体的に切り拓く力の涵養に資することを教育上の目的とする。

(履修科目の登録の上限)

第3条 学群学則第33条第1項の部局細則で定める履修科目として登録することができる単位数の上限（以下この条において「履修科目の登録の上限」という。）は、45単位とする。ただし、履修科目のうち教職に関する科目の単位数を除く。

2 学群学則第33条第2項の部局細則で定める所定の単位を優れた成績をもって修得したとは、第1年次の春学期において修得した単位に係る授業科目の成績における評語の「A」以上の割合が80%以上である者とし、当該者に係る履修科目の登録の上限は、50単位とする。

(成績の評価)

第4条 学群学則第35条第3項の部局細則で定めるP及びFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」及び「学問への誘い」とする。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第5条 筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則（平成17年法人規則第18号）第9条第3項に規定する総合学域群長が単位の認定を行うことができる授業科目は、標準履修年次が第1年次の共通科目に区分される授業科目であって学類又は芸術専門学群において移行の重点科目に指定されているもの以外のものとする。

(雑則)

第6条 この部局細則に定めるもののほか、総合学域群における授業科目の履修に関し必要な事項は、総合学域群運営委員会の議を経て総合学域群長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、令和3年4月1日から施行する。

6. 地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則

〔平成29年10月19日〕
法人細則第17号
改正 平成30年法人細則第10号
平成30年法人細則第18号
令和2年法人細則第4号

地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則

（趣旨）

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第46条の2に定める地球規模課題学位プログラム（学士）（以下「学位プログラム」という。）における入学、教育方法、卒業、その他学生の修学上に必要な事項等について、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（修業年限）

第2条 学位プログラムの修業年限は、学群学則第2条第1項に定める4年とする。

（人材養成目的）

第3条 学位プログラムは、地球規模課題全般を俯瞰する幅広い基礎知識を身に付け、人間と環境に関する課題を解決するために分野を超えて必要な情報・技術を自ら意欲的に求めていく姿勢を持ち、多くの選択肢の中から最適な解決を意思決定できる人材を養成することを目的とする。

（入学の時期）

第4条 入学の時期は、10月とする。

（入学者選抜に関する基本方針）

第5条 地球環境（気候変動、自然破壊、公害等）、人類社会（食糧、貧困、長寿社会等）の問題に関心を持ち、文系及び理系の知識を活用しながら、将来、国内外のグローバル企業、国際機関等で社会に貢献できる、又はイノベーションに貢献できる人材を選抜する。

（学群又は学類間の移籍）

第6条 学位プログラムの学生が他の学群又は学類に移籍を志願した場合及び他の学群又は学類の学生が学位プログラムに移籍を志願した場合の取扱いについては、学群学則第20条に定めるところによる。

(編入学者及び転学群又は転学類による移籍者の既に履修した授業科目等の取扱い)

第7条 学群学則第22条の規定により学生が既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、学位プログラムへの編入学の取扱いについて及び学位プログラムにおける転学群・転学類の取扱いについてで定める。

(教育課程の編成方針)

第8条 学位プログラムは、地球規模課題を俯瞰するという明確な目的をもった総合的な知識を修得し、課題解決のために必要な情報を自ら収集し分析する能動的姿勢を身に付け、グローバルな交渉力とマネジメント力を培う教育課程を編成する。

(教育課程の編成等)

第9条 学位プログラムの授業科目、単位数及び履修方法については、学位プログラムにおける教育課程の編成等について(以下「教育課程の編成等」という。)で定める。

(主専攻分野)

第10条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	主専攻分野
地球規模課題学位プログラム(学士)	学際

(学位授与の方針)

- 第11条 所定の年限在学し、所定の単位数を修得した者に学士の学位を与える。
- 2 学位プログラムの卒業にあつては、次の基準に到達していることを目標とする。
- (1) 文理融合の立場から、地球規模課題を俯瞰できる幅広い知識を修得していること。
 - (2) 地球規模課題に関して、体系的な専門知識を身につけ、多角的な視点から総合的に分析し、創意工夫によって課題解決に取り組む能力を修得していること。
 - (3) グローバル社会において自分自身の見解を論理的かつ説得的に主張しつつ、他者の意見にも十分耳を傾ける柔軟なコミュニケーション能力を有し、異分野・異文化の環境において積極的にリーダーシップを発揮し、社会に貢献できる能力を修得していること。
 - (4) グローバル社会における高い倫理観及びダイバーシティに関する理解能力を修得していること。

(履修方法等)

第12条 学群学則第39条第1項に規定する学位プログラムにおける主専攻分野別の専門科目、専門基礎科目及び基礎科目ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単

位数は、別表のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中授業を除くものとする。

2 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	要件	単位数
地球規模課題学位プログラム(学士)	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(1年次にあっては20単位)以上修得し、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上である場合 (2) 学位プログラムリーダーが特別な事情があると認めた場合	55単位

(学位授与)

第14条 第12条に定める学位プログラムの卒業要件を満たした者には、学士(学術)の学位を授与する。

(早期卒業)

第15条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	対象者	卒業判定基準
地球規模課題学位プログラム(学士)	3年次の秋学期終了時まで に卒業の要件として必要な単 位数を100単位以上修得し、 かつ、その修得すべき単位にお いて、成績の評語「A+・A」 の割合が50%以上であるこ と及び卒業研究を履修し、4年 次の秋学期終了時に卒業要件 をすべて満たすことが見込ま れること。	(1) 学位プログラムの卒 業要件を満たしている こと。 (2) 卒業研究の内容が特 に優秀と認められるこ と。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条 学位プログラムに参画する教員は、Faculty Development(FD)・Staff Development(SD)研修会において、学位プログラムの人材養成目的、カリキュラムポリシー、教育指導法、成績評価等について意見交換・討論を行い、共通認識を持って教育に当たる。

2 学位プログラムに参画する教職員は、学位プログラムに関係する教職員の協力関係の構築及び学生指導活動の一層の充実を図るものとする。

(卒業論文の作成等の単位の取扱い)

第17条 卒業論文の作成等に関し、授業科目により指導し、その学修等を考慮して授与する単位数については、6単位とする。

(期末試験)

第18条 期末試験は、原則として、学年暦で定められた期末試験期間に行うこととする。ただし、前条に規定する科目については、平常の学修の成績等をもって試験に代えることができる。

(成績の評語)

第19条 学群学則第35条第3項に規定するP又はFの評語を用いることができる授業科目は、フレッシュマン・セミナーとする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除外する科目は、設定しない。

(雑則)

第20条 この法人細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学位プログラムにおける授業科目の履修に関し必要な事項は、学位プログラム教育会議の議を経て、学位プログラムリーダーが定め、学内に公示するものとする。

附 則

この法人細則は、平成29年10月19日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則 (平30.3.29法人細則10号)

この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平30.11.28法人細則18号)

この法人細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令2.2.6法人細則4号)

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

地球規模課題学位プログラム(学士)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																						
主専攻分野	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目			計		合計				
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	自由科目		単位数			
学際	地球規模課題基礎演習 I	12	選択科目	科目番号が BE EG FJ HE3 HE4	3	地球規模課題総論	1	自由科目	—	必修科目 I (フレッシユマン・セミナー)	2	—	—	—	学位プログラムリーダーが指定する授業科目	5~9	—	—				
	地球規模課題基礎実習 I	6			3	地球規模課題方法論	—		—	総合科目 II	5	—	—	—	他学群又は他学類の授業科目のうち専門科目として履修するもの以外の授業科目	0~4	—	—				
	地球規模課題発展演習 II	12			3	地球規模課題基礎論(環境)	—		—	総合科目 III	1	—	—	—								
	地球規模課題発展実習 II	6			3	地球規模課題基礎論(人間)	—		—	体育	2	—	—	—								
	地球規模課題総合演習 III	6						33	—	外国語	4	—	—	—								
	地球規模課題総合実習 III	6							—	情報	4	—	—	—								
	卒業研究	6							—	芸術	1	—	—	—								
	単位合計		54			12			33		19					9			85	42	—	127

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。

2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。

3. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」及び「芸術」は、それぞれ当該区分の授業科目として開設されているものうちから履修する。

4. 学位プログラムリーダーが指定する授業科目は別途提示し、履修指導を行う。

5. 国際基督教大学において履修し修得した単位は、原則として、基礎科目として認定する。

6. 日本語による授業科目を履修する場合は、履修申請前に学位プログラムリーダーに相談し、卒業要件については、学位プログラムリーダーが決定する。

7. 卒業研究は、学位プログラムリーダーの承認を経て、長期実習に代えることができる。

8. 外国人留学生においては、原則として外国語を日本語とする。